

平成29年12月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月7日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高梨 弘人 君	3番 久我 恵子 君
4番 照川 由美子 君	5番 磯野 典正 君	6番 鈴木 克己 君
7番 戸坂 健一 君	8番 佐藤 啓史 君	9番 黒川 民雄 君
10番 末吉 定夫 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩瀬 洋男 君	14番 土屋 元 君	15番 岩瀬 義信 君
16番 寺尾 重雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君	副 市 長 関 重夫 君
教 育 長 藤平 益貴 君	総 務 課 長 酒井 清彦 君
企 画 課 長 軽込 一浩 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 土屋 英二 君	市 民 課 長 植村 仁 君
介 護 健 康 課 長 大森 基彦 君	福 祉 課 長 関 富夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君
農 林 水 産 課 長 平松 等 君	観 光 商 工 課 長 高橋 吉造 君
会 計 課 長 菰田 智 君	教 育 課 長 岡安 和彦 君
社 会 教 育 課 長 吉清 佳明 君	水 道 課 長 大野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡辺 茂雄 君	議 事 係 長 原 隆宏 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第3号
第1 一般質問

開 議

平成29年12月7日（木） 午前10時開議

○議長（岩瀬洋男君） おはようございます。ただいま出席議員は16人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（岩瀬洋男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、藤本治議員の登壇を許します。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 皆さん、おはようございます。特に、婦人学級の皆さん、ようこそ勝浦市議会へおいでくださいました。日本共産党の藤本治でございます。ただいまより、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

本日の一般質問は、大きく4つのテーマで行います。1つは、今年5月に改定された介護保険法は、数多くの法律が一括で改定されたため、今後、介護保険等のいろいろな分野で多岐にわたる変化が起こります。何がどう変わるのかを質問いたします。2つには、来年4月から国民健康保険が市の運営から県による運営へとさま変わりします。変わるのが目前にもかかわらず、詳細が明らかではありませんので、質問します。3つには、県内一高い水道料金を2段階で引き下げることについて質問します。4つには、予約制乗合タクシーの利用対象者拡大について質問いたします。

それでは、第1のテーマである介護保険制度の現状と今後について質問します。

1つに、5月に成立した改定介護保険法が8月から順次実施されています。来年8月からは利用料の3割負担が始まります。既に2015年8月から2割負担が始まっていますが、勝浦市でのその人数及び比率、影響について伺います。また、3割負担の対象と人数及び比率、予想される影響について伺います。

2つには、勝浦市民が利用している介護療養病床の現状と、今後創設される介護医療院とはどのようなもので、その創設の目的は何かを伺います。

3つに、2018年4月から始まる自立支援・重度化防止への成果に応じた財政支援の内容と、介護保険法の目的には「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」と明記されていますが、自立支援に対する勝浦市の見解と取り組みを伺います。

4つには、2018年4月から創設される共生型サービスとはどのようなもので、その目的は何かを伺います。そして、勝浦市ではどのように運用されるのかを伺います。

5つに、今回の改正論議では、引き続き検討する事項も示されました。要介護2以下のサービスを総合事業へ移行することや、利用料の2割負担の対象を拡大する、補足給付の要件に不

動産を勘案する、被保険者の範囲の年齢の引き下げ、ケアプランの有料化などです。政府は介護保険の将来を、全国一律の基準で運営される給付は要介護3以上に限定をし、要支援・要介護と認定される人の実に65%が保険給付の対象外となり、利用料は原則2割負担とする。要介護2以下は、市町村の財政力やボランティアなど社会資源に応じて実施する事業とする。生活援助や福祉用具、住宅改修は全額自己負担にしていく。このような構想ではないでしょうか。勝浦市が想定する介護保険の将来像について伺います。

6つには、介護保険をつくった当事者の元厚生労働省の老健局長堤修三氏が新聞のインタビューに答えて、「団塊以降の世代にとっては、介護保険は国家的詐欺となりつつあるように思えてならない」と語っています。まさに介護保険の将来像は、65%もの人が介護保険料を払っていないながら制度を利用できないということであり、国家的詐欺そのものではないでしょうか。市の見解を伺います。

7つに、来年4月からは介護保険報酬の改定も予定されております。前回の改定では実質4.48%の引き下げにより、事業所の倒産や経営悪化が広がったにもかかわらず、財務省は今回の改定でも引き下げを提言しています。特に生活援助の大幅な切り下げや要介護度の改善に応じた報酬の導入は、矛盾をさらに広げるものとならざるを得ません。介護報酬の底上げと介護職員の処遇の改善こそ必要と考えますが、市の見解を伺います。

8つに、今年4月から総合事業がスタートしております。利用されるサービスの量と質にどのような変化があり、新規利用者の介護認定やチェックリスト運用の実態について伺います。

9つとして、第7期に向けた介護保険事業計画の策定や介護保険料の見直しの作業も本格化していることと思いますが、どのような見通しかを伺います。

10として、現行の保険方式のもとで、増大する介護需要に応えつつ、持続可能性を確保するためには、介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げことが不可欠です。公費負担割合は現行5割ですが、これが永久に不変とする根拠はありません。2014年6月10日の参議院厚生労働委員会で、当時の田村厚労大臣が「自民党が消費税10%上げるときの案の中には、介護保険公費60%、そのうちの10%は国が出すという案も実は盛り込んでおいた」と答弁しています。また、公明党の2013年参議院選挙マニフェストでも、公費負担割合を5割から、当面6割に引き上げ、2025年には介護保険の3分の2を公費負担で賄うと公約しています。当面、公費負担割合を5割から6割に引き上げることが必要であるとともに、可能でもあると考えますが、市の見解を伺います。

第2の、国保の都道府県単位化について質問いたします。

1つには、国保では、加入者は貧困なのに保険料は高いという構造的矛盾が深刻です。1960年代、国民皆保険のスタート当初、国保世帯主の多数派は農林水産業と自営業でしたが、現在では、年金生活者などの無職と非正規労働者などの被用者が、合わせて国保世帯主の8割近くを占めるようになってきました。国保加入世帯の平均所得は1990年代前半をピークに下がり続け、今や130万円台にまで落ち込みました。その一方で、1人当たりの保険料は、1980年代が3万から4万円、1990年代が6万から7万円、2000年以降は8万から9万円と上がり続けています。この全国的な傾向は勝浦市でも同様ではないでしょうか。国保世帯主の中で無職と被用者の比率、国保加入世帯の平均所得と1人当たり保険料の最新の状況を伺います。

2つには、保険原理に基づく民間の医療保険では、低所得者が加入する保険者ほど保険料が

高くなります。社会保障の仕組みである公的医療保険では、こうした逆転現象を防止するため、国庫負担の投入で財政安定化と負担緩和を図ることが原則とされています。実際、現行の国保制度が始まった1960年代、政府は、無職者が加入し、保険料に事業主負担もない国保を、保険制度として維持するには、相当額の国庫負担が必要であるとして運営してきました。ところが、自民党政権は、国保の定率国庫負担を給付費の50%に引き下げた1984年の国保法改悪以来、国保財政に対する国の責任を後退させ続け、加入者の貧困化の中でもそれを見直そうとはしませんでした。1984年以前の公費負担割合は、給付費で見れば60%を占めていました。少なくとも、これを回復することが真の国保改革の第一歩と考えます。全国知事会も政府に1兆円の国庫負担増を要求していますが、市の見解を伺います。

3つには、今般の国保改革に際し、安倍政権は、2015年から実施している低所得者対策の1,700億円に加えて、子どもの被保険者が多い自治体への支援、財政安定化基金の造成、保険者努力支援制度の創設などに向けた1,700億円の予算を投入することで、合計3,400億円の公費支援を行うとしています。たとえ3,400億円の公費投入が行われるとしても、それと引きかえに、市町村の独自繰り入れ約3,000億円が削減・解消されたのでは、国保の構造的矛盾は何ら改善されません。新制度がスタートすれば、市町村は県から納付金、医療費水準、標準保険料率を示され、解消すべき繰り入れと、続けてもよい繰り入れも色分けされて、国や県から繰り入れ解消を求める強烈な圧力を受けることとなります。しかし、地方自治を規定した憲法のもと、市町村が実施する福祉的施策を、政府がとめることはできないという原則は守られます。新制度の導入後も、国保会計への公費繰り入れは、自治体でご判断いただくというのが厚労省の答弁です。繰り入れ解消は国保の構造的矛盾を一層深刻化させる道であり、勝浦市が今後繰り入れを実施するか否かも含め、それぞれの自治体の判断によるべきものであると考えますが、市の繰り入れ解消及び実施の判断に対する見解を伺います。

4つに、県が行った標準保険料の試算結果と、これが確定するまでの変動要因と見通しを伺います。また、国保運営方針など、その他の進捗状況をお伺いします。

5つに、県から示される納付金と標準保険料率に基づき、市はどう保険料率を定めるのか。その際、県によるあるべき保険料水準、すなわち標準保険料率の提示はどう影響するのか。賦課・徴収をするも、予定収納率に達せず、納付金が足りない場合はどうなるのか。以上、市の見解を伺います。

6つに、2018年度から県のもとに財政安定化基金が設置されますが、この基金はどう運用され、どのような役割を發揮するのか伺います。

7つに、保険者努力支援制度が創設されますが、この制度はどう運用され、どのような役割を發揮するのか伺います。

8つに、勝浦市が納めるべき国保税総額が今よりも減少するのであれば、今年6月の定例会での均等割の引き上げをもとに戻すことを初め、全額を負担軽減のために充てるべきと考えますが、市の見解を伺います。

第3のテーマである水道料金の2段階での引き下げについて質問いたします。

1つには、南房総地域、九十九里地域の用水供給事業体と県営水道との統合の目的と、その進捗状況と、今後の予定を伺います。

2つ目に、夷隅郡市2市2町の末端給水事業体の統合の目的と、その進捗状況及び今後の予

定を伺います。

3つには、そのうち特に、平成29年度末にまとめることが予定されている基本構想の内容は、どのようなものになるのかを伺います。

4つに、受水費の平準化及び末端給水事業体の統合による水道料金の原価削減効果の見込みは、どのようなものか伺います。

5つに、用水供給事業体と県営水道との統合による受水費の引き下げによる水道料金引き下げの開始は、数年を要すると見込まれます。その前段階の数年間は、一般会計から水道会計への5,000万円の繰り入れと、それと同額の県の高料金対策補助金を活用して、合計1億円を財源とする水道料金の引き下げを行うことが、県内一高い水道料金の負担に長年耐えてきた勝浦市民の願いにいち早く応える道であります。このように2段階での水道料金の引き下げを行うべきと考えますが、市の見解を伺います。

6つに、また、料金引き下げの際には、料金体系を県営水道と同様の完全従量制に変更すべきと考えます。勝浦市の現在の料金体系と県営水道の料金体系を対比するとともに、料金体系の変更に対する市の見解を伺います。

第4のテーマである予約制乗合タクシーの利用者拡大について質問をいたします。

1つには、土曜運行の導入や周知・啓発によって、この間の利用者の変化と、反響や声はどのようなものか伺います。また、日曜運行についての要望や、実施の可能性について、市の見解を伺います。

2つに、徒歩での高齢者の行動範囲は半径500メートルと言われております。上野地区以外の地域で、公共交通機関の停留所から500メートル以上離れている高齢市民は、予約制乗合タクシーの利用対象者に当たると考えるべきではないでしょうか。予約制乗合タクシーの利用対象者と、その拡大計画について、市の見解をお伺いします。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいまの藤本議員の一般質問にお答え申し上げます。初めに、介護保険制度の現状と今後について申し上げます。

1点目の利用料の負担割合についてでございます。利用料の2割負担は、平成27年8月から始まっておりまして、それぞれ8月の数値で申し上げますと、平成27年8月は、認定者数1,310名に対しまして、2割負担対象者62名、比率は4.7%、平成28年8月は、1,299名に対しまして、62名、4.8%、平成29年8月は、1,295名に対しまして、52名、4.0%という状況になっております。

また、1割負担から2割負担への切りかえによる影響でございますけれども、利用者側から見た場合に負担が増加したことになりますが、これが原因となってサービスを利用できなくなったなどということは聞いておりません。

なお、1割負担から2割負担に切りかわっても、支払額が一定の上限を超えた方につきましては、高額介護サービス費等として償還する制度がありますので、全ての対象者が1割増の負担になるということではございません。

また、3割負担の対象ということですが、3割負担になる方は、本人の合計所得金額が220万

円以上で、かつ、同一世帯の1号被保険者の年金収入にその他の合計所得金額を加えた合計額が、単身の場合は340万円以上の方、1号被保険者2人以上の場合は463万円以上の方が対象となります。対象人数は、平成29年8月では、認定者数1,295名に対しまして、24名、1.9%の方が対象となるというふうに試算しております。

この影響でございますけれども、対象となられた方が引き続き介護保険サービスを利用される場合は、その利用料が増額となります。しかしながら、先ほど申し上げましたが、高額介護サービス費等の償還がありますので、全ての方が1割あるいは2割の負担の増加になるということではございません。

2点目の介護療養病床、いわゆる介護療養型医療施設の現状についてであります。平成29年9月現在では、8名の方が2施設で利用されております。この介護療養型医療施設は、医療ケアが充実している、容態が悪化しても一般病棟への移動が容易であるなどのメリットがございますが、医療加算によっては費用が割高となる可能性があること、終身利用は約束されていないなどのデメリットもあります。

また、今後創設される介護医療院ですが、この施設は、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れや看取り、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設でございます。

機能といたしましては、要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話である介護を一体的に提供するものであり、介護保険法上の施設ではあるものの、医療法上でも医療提供施設として法的に位置づけられるとのことでございます。

また、現行の介護療養病床につきましては、平成30年3月までに移行するという経過措置期間が設定されていましたが、この経過措置期間が平成36年3月まで延長されております。現在、勝浦市の方が利用されている施設では、介護医療院への移行の動きは確認されておられません。

3点目の自立支援・重度化防止に関し、自立支援に対する本市の見解と取り組みについてであります。

まず、自立支援や重度化防止の取り組みを推進するために、介護保険事業計画の必須項目として、自立した日常生活の支援、要介護状態等となることへの予防、要介護状態への軽減、悪化の防止などの施策及び目標に関する事項を計画に記載することとなります。また、この取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定した上で、市町村等に対しての財政的なインセンティブとして、交付金を交付する予定であるとのことでございます。この中で、アウトカム指標として、要介護状態等の維持・改善の度合いなどの保険者の取り組みの成果を反映する指標が必要となりますが、この指標につきましては、要介護認定率の高低を直接用いないということになっております。

また、自立支援に対する市の見解についてであります。高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていく上での支援でありますので、取り組みを進めることについては、必要なことであると考えます。

現在は、健康寿命を延ばす政策として、勝浦いきいき元気体操の普及を初め、さまざまな取り組みをしておりますが、策定中の第7期介護保険事業計画にどのように規定していくかにつきましては、今後検討してまいりたいと考えます。

4点目の共生型サービスについてであります。このサービスは、地域共生社会の実現に向

けた取り組みの推進の一つとして位置づけられたものでございます。この地域共生社会とは、制度や分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画をし、人や資源が世代や分野を超えてそれぞれがつながることで、住民一人ひとりの暮らし、生きがい、地域をともにつくっていきこうというものであり、この中に共生型サービスの創設があります。

現行では、障害者に対するサービスは、基準を満たした障害福祉サービス事業所等が行い、高齢者に対するサービスは、基準を満たした介護保険事業所がそれぞれ提供しております。このため、障害者が65歳になった場合に、介護保険制度が優先されるため、同じ事業所でサービスを受けることができなくなります。このような状態を解消するため、障害者が65歳以上になっても、使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくする、福祉にかかわる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービスを行うなどの観点から、高齢者や障害者がともに利用できる共生型サービスが創設されたものであります。

具体的には、障害福祉または介護保険のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の制度における指定も受けやすくするものでありますので、各事業所は、地域の高齢者や障害者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうかを判断することになります。

5点目の本市が想定する介護保険の将来像についてであります。議員が例示されました動きにつきましては、2割負担対象者の拡大や被保険者対象範囲の拡大などは、国の社会保障審議会介護保険部会で議論されているようでございます。ただ、これらにつきましては具体的な情報が出されておられません。今後、制度改正につきましては、いろいろ情報が出てくると思われませんが、内容を確認し、適切に対応してまいりたいと考えます。

6点目の介護保険料を支払っていながら制度を利用できないということに対する本市の見解でございますが、まず、議員がおっしゃられました65%という数値は、全国の要介護1及び2と要支援1及び2の方が、要介護認定者数に占める割合と理解をいたします。その割合は、平成29年10月末現在の数値で、本市では56.3%となります。これらの方も含めまして、介護保険サービスを希望される方は、その方の状態に応じた介護認定を受けられるとともに、その方に合ったサービスを受けていると考えます。よって、介護サービスを受けられないということはないものと考えます。

7点目の介護報酬の底上げと介護職員の処遇改善に対する本市の見解についてであります。平成30年度の介護報酬改定に向けては、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、本年4月26日より議論が行われているところであり、本年中に具体的な方向性を示す予定とのことでございます。この介護報酬につきましては、国が決めることではあります。昨今の介護職の離職、人材不足などを考えると、労働に対する適正な対価は必要であると考えますので、分科会で活発に議論され、適正な報酬が示されるものと考えます。

8点目の総合事業スタートに伴う新規利用者の介護認定やチェックリストの運用についてあります。新規に要介護認定調査を実施した件数につきましては、各年度とも10月までの件数を申し上げますと、平成27年度は195件、28年度は201件、29年度は214件と、総合事業の実施にかかわらず、増加しております。このようなデータを踏まえましても、チェックリストによる新規申請者を水際で抑えるようなことはしておりませんし、要介護認定申請を希望して来庁される方には、適切な対応を行っております。

9点目の第7期介護保険事業計画の策定状況及び介護保険料の見通しについてであります。現在、各種サービスの見込み量を算定し、それらをもとに介護保険料を算定しているところであります。しかしながら、今回の計画では、通常の推計だけではなく、医療計画等との整合性を図ること、介護離職ゼロに向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備を考慮するなど、これらをどのように推計していくか、検討しているところであります。

10点目の介護保険制度の持続性を確保するために、公費負担割合を引き上げることについての本市の見解についてであります。公費負担の割合は国で決定するものでありますので、現行の5割公費負担が不変であるかどうかということに関しては、予測することはできませんが、割合は別にして、公費負担は必要であると考えます。この公費負担割合につきましては、制度の動向を注視してまいりたいと考えます。

次に、国保の都道府県単位化について申し上げます。

1点目の国保世帯の中で無職と被用者の比率についてであります。国保税課税台帳には職業を記載しておらず、確定申告書等の課税資料を1人ずつ確認していく必要があることから、お示しすることができませんが、国保加入世帯の所得階層から見れば、年金生活者や非正規労働者の割合が相当に高いものと推察されます。

また、国保加入世帯の平均所得と1人当たりの保険料の最新の状況についてであります。平成29年11月1日現在の平均所得は135万2,000円で、1人当たりの保険料は9万6,295円です。

2点目の国保制度に対する国庫負担割合の引き上げについての本市の見解であります。国庫負担率の現在までの変遷を申し上げますと、昭和58年度までの国庫負担は医療費の45%、昭和59年度以降は医療給付費の50%、医療費ベースでは38%程度に引き下げられ、数値的に細かくなりますが、その後、50%の補助率は、定率40%と調整交付金10%となり、三位一体の改革で導入をされました都道府県負担と国庫負担割合の減少により、定率34%、国の調整交付金9%、都道府県の調整交付金7%となった後、現在は定率32%、国の調整交付金9%、都道府県の調整交付金9%の合計50%の公費負担率は維持されております。

また、保険料負担軽減につきましては、全国市長会でも国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の充実や強化を図るよう提言書を提出しておりますが、引き続き国に要望していくことが必要と考えます。

3点目の国保会計への繰り入れに対する本市の見解であります。一般会計からの法定繰り入れは、毎年実施しているところであります。その他の一般会計繰り入れ、いわゆる法定外繰り入れは、平成22年度に財源不足を補填するため緊急に実施して以来、行っておりません。法定外繰り入れの取り扱いにつきましては、医療給付費等に充てるために、本来は、それに応じた保険料を徴収すべきところ、その水準を政策的に一定水準に抑えるために、決算補填を目的とした法定外の繰り入れは、安定的な保険運営を図る上で、本来望ましいものではないことから、段階的、計画的に解消することが望まれており、今回の国保の都道府県単位化に伴う財政支援の拡充により、解消を図ることが適切であるとされておりますことから、法定外の繰り入れは考えておりません。

4点目の標準保険料の試算結果についてであります。国から示されました仮係数に基づき、

県が試算し、11月末に公表されました本市の激変緩和措置後の平成30年度の1人当たりの保険税額は9万7,878円で、平成28年度との比較では6,427円の減額となりました。また、標準保険料が確定するまでの変動要因についてですが、今後、年末の診療報酬の改定等を受けて、国から示される確定係数により標準保険料率の算定を行うため、保険料が変動することが見込まれます。なお、平成30年2月ごろに国保事業費納付金と標準保険料率が確定となる予定でございます。

また、国保運営方針の進捗状況についてであります。平成28年10月に県の国保運営協議会が設置され、平成28年度から今まで、運営協議会を5回開催し、国保運営方針等について審議を行っております。また、その下部として、千葉県運営方針連携会議及び広域化連絡会議を随時開催し、県内市町村と国保広域化に向けた事項について協議を進めております。今後、平成30年1月に最終決定をされ、市町村へ示されることになっております。

5点目の本市の保険料率の定め方についてであります。県から示される納付金に加え、本市で行う特定健康診査や短期人間ドック助成金などの保険事業等に充てる額を合わせた国保税総額を確保するために、本市で採用している3方式により料率の算定を行います。その際に用いる予定収納率は、平成29年度の決算見込徴収率を勘案して設定いたします。なお、県から示される標準保険料率は、本市税率改正の参考として考慮いたします。また、予定収納率に達せず、納付金が足らなくなった場合は、本市の国保財政調整基金を取り崩して、その補填を行うことといたします。

6点目の県の財政安定化基金の運用等についてであります。国保財政の安定化のため、医療費の増加や保険料の収納不足等により財源不足になった場合に、一般財源からの財政補填等を行う必要がないように、県及び市町村に対し、貸し付けや交付を行うことができる体制を確保するため、県に設置されます。また、平成35年度までの特例として、国保事業費納付金制度の導入に伴う被保険者の保険料負担の急激な増加を緩和するために活用できることとされております。

7点目の保険者努力支援制度の運用等についてであります。被保険者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けて努力をする保険者を客観的な指標で評価し、支援金を交付することで、保険者の取り組みを支援する国の制度であります。財源は、国保改革による公費拡充の財源を活用し、800億円程度が充てられることとなります。県及び市町村は、制度の活用を図りながら、被保険者のさらなる健康増進や財政基盤の強化に努めることとされております。

8点目の本市が納める国保税総額が今より減少するのであれば、その全額を負担軽減に充てるべきではないかのご指摘ですが、将来、保険料率が上がる可能性を想定し、年度間の平準化も視野に入れて、慎重に検討する必要があると考えます。

次に、水道料金の2段階での引き下げについて、申し上げます。

1点目の南房総地域、九十九里地域の用水供給事業体と県営水道との統合の目的と、その進捗状況等についてであります。統合・広域化の目的につきましては、県が平成27年9月に策定しました「県内水道の統合・広域化の取組方針」において、運営基盤の強化、合理的な施設の整備・更新などを広域的に対処できるようにし、用水供給事業の格差縮小を図ることとされております。

進捗状況につきましては、平成28年3月に実務担当者による検討会議が設置され、統合後の事業体の運営方針等を示す統合基本計画案を策定するための協議を重ねております。今後の予定につきましては、末端給水事業体の統合・広域化の合意を前提として、第1ステップであります経営統合に進み、その後、5年を目途に、末端給水事業体を統合し、第2ステップであります事業統合に進むとされております。この事業統合により、用水供給料金の平準化が実現されることとなります。

2点目の夷隅郡市2市2町での末端給水事業体の統合の目的等についてであります。水道の広域化により、水道事業の運営基盤を強化することで、水道水の安全の確保、供給体制の持続性の確保等を図ることを目的としております。

進捗状況につきましては、夷隅地域及び安房地域の5市3町1企業団は、平成27年度に南房総広域水道企業団を事務局として、南房総地域末端給水事業統合研究会を設置し、対象地域の水道広域化に係る基礎調査を行い、現在は広域化基本構想案の策定作業が進められております。

今後の予定につきましては、今年度中に広域化基本構想を策定し、平成30年度中に、広域化基本構想において定めた基本方針や方向性について合意し、広域化に向けた協議検討を進めることを取り決めるための覚書を締結する予定となっております。その後、仮称ではありますが、統合協議会を立ち上げて、平成36年度から事業統合することを目標に、広域化基本計画案の作成等を進めていくこととなります。

3点目の平成29年度末にまとめることが予定されている広域化基本構想の内容についてであります。現在、策定中であります広域化基本構想案は、事業統合に向けた事業を推進するために、中長期的な観点から、事業統合後の将来像を描き、それを実現するための基本方針を定めたものとなっております。

概要を申し上げますと、南房総地域の現況、水道施設と経営の中長期的な課題の分析、給水原価と供給単価の予測、広域化に向けた検討事項等を明らかにした上で、広域化の基本方針において、房総地域の構成団体が置かれている現在の厳しい経営環境を踏まえると、将来的に広域化しない場合と比べると、広域化した場合のほうが、安全で強靱な水道サービスを持続できる体制の構築が期待されるとし、この実現に向けた施設整備、管理体制、経営に係る基本方針を示しております。

4点目の受水費の平準化及び末端給水事業体の統合による水道料金の原価削減効果の見込みについてであります。本市の平成28年度における1立方メートル当たりの給水原価は300円40銭となっておりますが、広域化基本構想案における試算では、広域化しない場合は、平成37年度に368円、平成47年度には428円50銭と試算されております。これに対し、夷隅地域の2市2町で広域化した場合における給水原価は、平成37年度が325円90銭、平成47年度が387円と試算されており、試算の数値を比較しますと、広域化した場合、平成37年度で42円10銭、平成47年度で41円50銭、それぞれ給水原価が下がるという結果が出されております。

5点目の県の高料金対策補助金を活用した水道料金の引き下げについてであります。一般会計につきましては、歳入の根幹であります市税や地方交付税が、人口減少等により、今後において増加が期待できない中、勝浦市総合計画・後期基本計画及び第3次実施計画の事業達成のため、平成30年度以降においても、予算編成が非常に厳しい状況になることが見込まれております。これらを踏まえ、水道事業会計への恒久的な繰り出しは困難であると考えます。

6点目の料金体系の変更に対する市の見解であります。本市の料金体系は、用途別に区分した上で、基本料金と従量料金を合わせた二部料金制を採用しております。これに対し、県営水道は、口径別に区分した上で、口径別基本料金と従量料金を合わせた二部料金制を採用しておりますが、基本料金に関し、基本水量を設定しないことで、13ミリ口径の基本料金が380円となっており、基本水量8立方メートルを設定している本市の家庭用基本料金1,700円と比較しますと、低廉な金額となっております。本市の基本水量の設定は、収入の安定確保の観点から非常に重要と考えており、現時点で料金体系を見直す考えはありませんが、現在進められております末端給水事業体の統合・広域化における取り組みの中で議論されるものと考えております。

次に、予約制乗合タクシー、いわゆるデマンドタクシーの利用対象者拡大について申し上げます。

1点目の土曜運行に係る利用者の皆さんの反応についてであります。乗車数は徐々に増加し、現在では平日の利用者数に接近しており、半年を経過し、定着してきたものと考えております。また、日曜運行についての要望や実施の可能性についてであります。デマンドタクシー利用者の半数以上が医療機関への利用であり、日曜日はほとんどの医療機関が休診のため、需要は少ないと見込まれます。このため、収益性等を考慮いたしますと、現時点での日曜日の運行は予定しておりません。

2点目のデマンドタクシーの利用対象者と その拡大計画についてであります。公共交通空白地域に明確な定義はありませんが、本市では、鉄道駅から半径1キロメートル以上、かつ、バスの停留所から半径300メートル以上を公共交通空白地域と位置づけております。現在、上野地区以外では、主に総野地区の国道297号から離れた地域と、川津地区が該当しており、これらの公共交通空白地域の解消は重要であると認識しております。

解消策の一つとして、デマンドタクシーのエリア拡大も上げられますが、市の財政負担だけでなく、例えば、国道297号を走る市内路線バス事業者やタクシー事業者を圧迫しかねないため、慎重に取り組む必要もあろうかと思っております。

今後の予定としましては、来年度以降、公共交通空白地域の方の今時点での移動方法等の調査を進めていき、その結果等を踏まえ、空白解消策を検討してまいりたいと考えております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 残された時間が半分になりましたので、介護と国保については後で質問させていただいて、水道のほうからお尋ねをしていきたいと思っております。

南房総地域の用水供給事業体と県営水道との統合の前提条件に、夷隅郡市2市2町での末端給水事業の統合が前提になるということですが、なぜ県営水道の統合の前提に2市2町での広域化が必要だということになったのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。用水供給事業体と県営水道の統合の前提として末端給水事業体の統合が上げられているということですが、これについては、平成27年9月に、県内水道統合・広域化の基本方針等が示されて、この統合への取り組みがスタートしたんですけれども、その時点において、統合の効果を最大限に発揮するために、用水供給事業体と県営水道だけでなく、末端の事業体にも統合してもらおうということで始まったことである

と認識しております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） その2市2町での統合が、今年度中に基本構想を策定して、来年度それに基づく覚書ということで、それぞれ2市2町で、そういう方向で行こうということを覚書を締結し、31年度から統合協議会というのを発足させるんだと思うんですけども、こうしたことによって、原価の削減の効果ですけれども、水道料金が、この統合が完成したときには今よりも下がるということなんでしょうか、現実的にはどういうふうになると見込まれているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。統合によって、先ほど市長から説明があったように、給水原価は下がります。それについて、さらに統合の効果によって経費の節減とか、そういったものも加わって、供給単価も下がるという想定をされておりますので、当然、利用者に対しての水道料金も下がることになるはずです。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） かつて、試算として、勝浦市の場合に1億円程度の削減効果があるという試算が出たことがありますけれども、今の協議されている中で、そういった試算というか、見込み、数値的には検討されているんでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。現時点では、先ほども申し上げたとおり、給水原価の削減の見込みとか、供給単価の削減の見込み、そういった数値は出ておりません。この統合によって、平成36年度から水道料金の平準化、事業が統合するわけですけれども、その時点においては、先ほど言ったように、料金の引き下げはあるはずですが、具体的な数字は、これからまた用水の統合に係る財政的なシミュレーション等も煮詰まってくると思いますので、そういった中において、より正確な数字がこれから示されるんじゃないかと認識しております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） このこと、広域での南房総地域と県営水道が統合するとか、あるいは2市2町のレベルで末端給水事業を統合するとか、そういうことによって水道料金の引き下げが可能になる、こういう一連のことは現在市民に知らされていないわけですけれども、非常に大事なことであるにもかかわらず、市民がまるでこれを知らないでいるというのは大変おかしなことだと思うんですけども、議員や市民へは、いつ、どのような説明をする予定なのか、特に、今年度中に基本構想が策定される、来年度覚書が案として提示されて、それが締結される、そういう節目に差し加かろうとしておりますので、いつ、どのように議員や市民に詳しくこの内容を知らせるつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。基本構想案については、今、作業は進められておりまして、今後、各市町村の構想案に対しての意見集約等を踏まえて、近いうちに最終的な事務局としての案が確定し、今年度中に、2月、3月になるのですが、南房総広域水道企業団の中の各市長、あるいは議長が参加する協議会の中で認定されるんじゃないかと考えております。

その承認を得て、来年夏ごろ、その基本構想に対して各市町村が、これでやっていきたいと思いますという同意をして、統合に向けての覚書を締結して、平成31年度からの協議会の発足になると考えておりますので、私としては、その覚書を締結する前には、議員さんたちに説明する機会が必要になると考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 大事なことなので、決まってから知らせるのではなくて、市民にも、こういうことで考えているという市の考えを、あらかじめ市民にも広く知らせる必要がある。当然、議員にも知らせる必要があるわけですが、市民に対するそういうお知らせを、決まってからということは絶対許されないと思うので、決まる前に、こういうことを考えておりますということを示すべきだと思います。情報公開のあり方については、しっかりとやっていただきたいと思います。

受水費が統合によって引き下がることで水道料金の引き下げが見込めるわけですが、それまでの間、何年かかるわけですが、その何年間かは何もしないで待っているだけでいいのかどうかということなんです。その点で私は2段階で、今やれる一般会計からの繰り出しと県の補助金を使って、合わせて1億円ぐらいの財源で引き下げをやる必要があるのではないか、それが市民が長年ご負担に耐えてきたことに応える道だということなんですけれども、どれぐらいの年数かかるか明確な答弁はなかったんですけれども、永遠にやり続けなければならないということではないので、限られた限定された期間、何もしないで待っているだけじゃなくて、水道料金引き下げの市独自の努力をなすべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。事業統合される平成36年度までの間、水道料金の引き下げという議員のご質問でございますけれども、市長からも説明がありましたとおり、今、料金引き下げについては、県の高料金対策補助金の活用がまず考えられるんですが、市の財政を考えると、この制度を利用するのは非常に厳しい、困難なことだと考えております。以上です。水道課としては、経費節減を図って、水道料金の現状維持というか、そういった料金の市民負担が発生しないような形で対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 時間も押していますけれども、末端給水事業体の統合までの、限られた5年程度ですよね、その期間、市は独自の努力で、一般会計からの繰り出し及び県の高料金対策補助金を利用して、引き下げをぜひやるべきだということを申し上げて、次の予約制乗合タクシーの利用者の拡大ですが、調査をするということで、調査した上で、利用対象者を、上野地区以外の、総野、川津という地区も上げられましたけれども、調査につきましては、上野地区以外の全ての地区、興津地区、勝浦地区、総野地区、全ての地区で、バス停から300メートルの範囲、それ以上離れたところにいらっしゃる市民ということで対象を考えておられるようですが、地域を限定せず、基準は単純にして、停留所からの距離ということでニーズを把握する必要があるのではないかと思いますし、調査は来年度ということですが、その判断、来年度中に判断をして、実施するとすればいつごろというような、スケジュールにつきましてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（岩瀬洋男君） 質問の途中でありますけれども、11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 開議

〔8番 佐藤啓史君退席〕

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ただいまの予約制乗合タクシー、デマンドタクシーにつきましてのご質問でございますけれども、市長答弁にもございましたように、本市では、駅から半径1キロメートル以上、かつ、バス停留所から半径300メートル以上を公共交通空白地帯と定義しておりまして、それで申しますと、総野地区の一部の地域と、川津地区、このあたりが主に公共交通空白地帯かと認識してございます。今後、その辺のエリアの方々のふだんの移動手段をお尋ねいたしまして、また、民間事業者等のお話もお伺いしながら、これからの方向性、方針を導き出してまいりたいと考えております。スケジュールにつきましては、来年度以降ということで考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 予約制乗合タクシーにつきましては、今、土曜日運行がされて、その需要が拡大してきたということなんですけれども、日曜運行につきましては、私は、キュステで日曜日に開催される催しが多くあるものですから、ぜひ行きたい、見たいという方をお連れしたこともあったものですから、ぜひそういうニーズがないのかどうかを確かめていただきたいと思っております。

それから、総野、川津に限定せずに、バス停留所から300メートル以上離れている条件の方々が、どの地域に住んでいても申し出れるような、そういう調査の仕方をしていただきたいと思っております。

残された時間、介護と国保についてお尋ねしていきたいと思うのですが、介護保険につきましても、多岐にわたるご答弁をいただきました。非常に大きな変更が行われるということですが、2割負担が始まっておりますが、その対象が50名から60名程度ということで、現状は4%から5%なわけです。しかし、今後検討されようとしていることは、その対象を拡大していこうということでありまして、将来的には全員が1割負担ではなく2割負担にということになっていくのではないかという懸念があります。

そして、療養型病床というのは医療機関であるわけですが、今後も創設される介護医療院というのは介護施設なわけです。だから医療から介護へ、こういう大きな流れが起ころうとしている。病院から在宅へという流れも一方でありますので、医療や介護をなるべく安上がりに済ませようという大きな動きが始まろうとしているのではないかと思います。

それから、自立支援に対しましては、個人の尊厳というのが何よりも重んじられなければならないと思っておりますけれども、強制的な卒業、退学とも言うべきやり方というのが既に始まっている地域もあるやに聞いておりますけれども、自立支援に対しては、個人の尊厳と、ご本人の意思というものを尊重しながら自立を支援すべきであって、決して強制してはならないと思っております。

共生型サービスについては、障害と介護とを統合するような動きなわけですが、具体的には、65歳になると障害者の方は障害福祉から介護保険優先ということで、訪問サービスを受けていらっしゃる方は介護保険に移行しなくてはならない、料金負担も無料だったものが1割負担になる、65歳という年齢で介護保険優先という制度によって強制されていくわけですがけれども、それを同じ事業所を利用してもらってやっていこうという動きなわけで、ますます矛盾が深まるのではないかという懸念があります。

将来的には保険の給付は、65%というのは全国的な比率ですが、勝浦では、要支援1・2、要介護1・2の方々の比率は56.3%ですけれども、勝浦では介護度が重い方が全国的な平均よりも多くいらっしゃるというのですけれども、それにしても56.3%、半数以上の方々が、保険料を払っていながら、保険給付としては全国一律の基準での給付は受けられなくなるわけです。近隣等のやっていることを見ながら、勝浦市として提供する総合事業でそういうサービスを提供するということであって、決して、どこへ行っても同じ質、同じレベルのことが受けられる保険給付ではなくて、総合事業での給付、サービス提供に追いやられていく。そして、その負担は、現行1割ですけれども、2割へと拡大されようとしている。

そういうことですから、堤修三さんという方は、20年ほど前に介護保険が始まったときの老健局長で、つくった方のお一人です。その方が国家的詐欺となりつつあるように思えてならないとおっしゃっているのは、自分がつくったときの介護保険の制度が、今まさに半数以上の方が保険給付を受けられず、そして1割から2割の負担になろうとしている。このことを見てそのようにおっしゃっているんだと思うんです。そういう点では大変すさまじい変化が起こっているし、なおさら今後起ころうとしているということではないかと思うんです。保険料を払っていながら制度を利用できないということではないという答弁がありましたけれども、半数以上の方は保険給付としての制度利用ができなくなっている。そういうことですので、堤さんがおっしゃるように、これは、保険あって介護なしという、国家的な詐欺になりつつあると思いますけれども、もう一度ご認識をお伺いしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。保険料を支払っていながら介護を受けられない、給付として受けられないのではないかとのご質問でございますが、確かに、平成29年4月より総合事業が始まりまして、要支援1・2の方で訪問介護を使っている方、また、通所介護を使っている方、この2種類の方につきましては、保険給付のほうから地域支援事業へと移ったというのは確かでございます。しかしながら、現在の勝浦市におきましては、地域支援事業に移られたとしても、以前のままと同じレベルのサービスを受けられるという形にしておりますので、ですから、直ちに、保険給付から地域支援事業に移ったからといって、サービスの質が落ちているということはないと考えております。介護予防を受けられる方、訪問、通所の方につきましては、同様のサービスを受けているというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） サービスの質を低下させていないということなので、ぜひともそれを続けていただきたいし、そうあるべきだと思います。しかし、それは勝浦市の努力としてそうになっているわけであって、保険として下支えがされているということではないわけです。それぞれの

自治体ごとに、ばらつきかねない、そういう制度に今変わってしまったということであって、今後どうなっていくのかというのが非常に懸念されるわけなので、勝浦市は一層その努力を強める必要がありますけれども、それが、どこの市町村であっても、勝浦市民が引っ越していったら、まるで違う総合事業を利用しなくちゃならないということも起こり得るわけですので、そういう制度になっているという問題があります。

それから、介護保険が、今、第7期ということで、3年ごとの見直しの真っ最中で、来年度に新しい介護保険料の体系も示されるだろうと思うのですが、現在、公費と保険の負担割合が50対50という比率で賄われているわけですが、第7期の保険料の引き上げを極力抑制していただきたいと思ひますし、公費負担割合は現行50%ですが、この50対50という比率は永久不変のものでは決していないと思うんです。国の負担で当面60%に引き上げるよう、あらゆる機会を捉えて求めていただきたいと思うわけですが、この永久不変なものではないという点を確認させていただきたいんですが、以上、保険料の見直しで引き上げを抑制すること、そして公費負担割合の50%が永久不変のものではないこと、それから、それを引き上げるよう国に求めることについてご答弁をお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、介護保険事業計画におきます来年度の介護保険料はどうかというところでございます。今回の第7期の介護保険事業計画につきましては、第6期と比べまして、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等になることの予防、または要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止への取り組み及び目標を設定することとか、あるいは、介護給付等に要します費用の適正化への取り組み、その目標の設定などが新設されております。それに加えまして、医療計画、千葉県で言いますと千葉県保健医療計画でございますが、その整合性を図ること、そして、介護離職ゼロの観点を踏まえたサービスと見込み量を推計するということがされております。今現在、こういったことで介護サービスの見込み量などを推計しているところでございます。

また、介護報酬も引き上げをされるというような報道もございますが、そういうことを加味しますと、これはあくまでも予想ではございますが、介護保険料について、それらのことがね返ることもあり得ることもある、介護保険料が引き上げざるを得ない状況になる可能性も否定できないところでございます。ただ、確かに、介護保険料引き上げにつきましては、大変な負担を被保険者の方にお願ひするわけでございますので、それにつきましては極力抑えるように努めてまいりたいと考えております。ただ、現在これは推計中ですので、今ここではっきりしたことは申し上げられないところでございます。

また、公費負担と保険料の負担割合、これは介護保険財政を受けまして50対50ということになっております。確かに議員おっしゃられますとおり、これにつきましては国が決めるものです。不変である、変わらないということは申し上げることはできません。ただ、これにつきましては国のほうで決定されることとございますので、そういう情報などを収集しながら、国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） あらゆる機会を捉えて国に対して、60%に、そしてさらなる拡充をということをお願いしたいと思ひます。

国保について伺いたいんですが、全国的な傾向は勝浦でも同様だということが答弁で示されました。確認したいんですけども、医療費の45%だったものが給付費の50%になったという答弁ですけども、1984年以前なんですけど、給付費にかえて言えば、当時7割給付だと思いますので、給付費に対する比率としては60%を超える公費負担割合であったのではないかと思うんですけども、それは確認いただけますか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。保険給付費の給付割合の関係ですけども、1984年の45%のときの給付費は、医療費ベースで45%ですので、医療給付費ベースで見ますと、60%から70%になると認識しております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） そういう状態であったものが、現在まで引き続いておりますけれども、50%に抑え込まれたままになっている。国と県との比率は、ご答弁にあったように、年度を追って比率が変わっておるわけですけども、国のほうがどんどん比率が少なくなっているわけですけども、全体としての公費負担は50%だということなんですね。ですが、給付費対比で60%を超える公費負担が1984年以前にはあったわけですので、それを今、加入者が、ほとんど低所得者が占める保険であって、その所得は年々低下しているような、そういう保険者です。そういう構造的な矛盾がある保険ですから、これをもとに戻して一層拡充する。先ほど介護保険でも50%から60%ということを行いましたけれども、国保であったら、かつて、1984年以前にやっていたレベルに直ちに直すというのが、構造的矛盾を解決するのに必要であろうと思います。そういう点では、全国知事会も、全国市長会も、そろって国庫負担や公費負担の増加を求めているというのは、どの市町村もやはり、加入者が低所得者によって占められている国保の矛盾を解決する道は、公費負担の拡大以外ないということだと思っております。

そこで、これまで各市町村は法定外の繰り入れという形で一般会計から、全国では3,000億円を超える金額が国保会計に繰り入れられていました。法定外繰り入れという形ですけども。先ほどのご答弁では、これは解消すべきものということで、これを適切ではないということで答弁されているんですけども、これはそういう国保の矛盾を解決するために、本来は国が手当てをするべき公費負担のものを、市町村がみずから一般会計からの繰り出しという形でやっている、そういう福祉的な施策であります。そういう施策を解消すべきものとして、適切でないということで見るとするのは片手落ちだと思っております。一方で、それを解消することができるのは、公費が60%以上に、もとに戻すような、そういう公費投入があつてこそそのわけであつて、市町村の法定外繰り出しをしなくて済むような公費負担割合にすべきではないかと思えますけれども、ご答弁願いたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。まず、一般会計からの法定外繰り入れの関係ですけども、国保制度は、住民を対象とした病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保障制度でありますから、基本は、保険の中にいる方の相互扶助が大前提となります。法定外繰り入れを国保に充てるということは、国保に加入していない方にまで国保財政上の負担をお願いすることになり、国保以外の健康保険に加入されている方にとっては、みずからの健康保険料と法定外繰入金相当分の二重の負担になると認識しております。

また、平成29年4月26日付で厚生労働省保険局国民健康保険課より、保険税の安易な引き下げに法定外繰り入れを充てることのないよう留意する旨の通知があったところでございます。ただ、国庫負担の拡大につきましては、今後も引き続き全国市長会のほうに要望してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 法定外繰り入れはやるべきではないということを強調されるんですけども、やらなくて済むような国庫負担の増額が必要だということを、それ以上に強く言うべきであるし、求めるべきだと思うんです。そういうお立場がなく、決算補填のための繰り入れは解消すべきだ、適切ではないということだけ強調するのは、確かに市民全てが国民健康保険に加入されているわけではないので、市民の間にはそういう違いはありますから、一律に一般会計からの繰り入れというのは矛盾があるんですけども、しかしそれは、今、国のほうのそういう施策が、こういう後退がずうっと続いてきているがために、やむなく福祉目的のためにやっているわけなので、それをやらずに済むには、やはり国からの国保負担を増加させる以外に道はないわけですね。根本的な解決策をきちっと指摘すべきだと思いますので、その点、今のご答弁、不十分さがあると思います。

それから、今、6,427円と申された試算は、最新の試算でしょうか。11月の試算の公表で、かつて9月議会の直後に、新聞公表で五千数百円という公表がありましたけれども、それと今回の試算はどう違うのかということ。とりあえず、それだけご答弁願います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。試算結果についてでございますけれども、今回公表された第4回の試算は、平成30年度からの国保広域化に向けて、国からの公費拡充分の一部、全国約1,700億円のうち、約1,500億円と、国特別調整交付金等の一部と、国から仮係数が示されたことを受けて試算が行われました。今回の試算でも、第3回、これは8月に行われ9月に公表されたものですが、それと同様に激変緩和を予行し、一定割合を超過した市町村に対し、県繰入金、国の調整交付金及び特例基金120億円を投入して、一定割合で頭打ちとする激変緩和を行い、11月30日に試算結果を公表いたしました。

試算結果として、県平均1人当たりの標準保険料は、平成30年度が10万3,205円、平成28年度の保険料が10万1,991円で、比較しますと1,214円の増加となりました。勝浦市は、先ほど市長答弁にもありましたとおり、平成30年度保険料が9万7,878円となり、平成28年度比でマイナス6,427円となりました。なお、参考までに、県内市町村の内訳として、標準保険料等が増加する市町村が31団体、減少する市町村が23団体となりました。

この試算につきましては、今後、国から12月に確定係数が示されますので、平成30年、来年1月以降に県より確定係数による計算が行われ、国保保険事業納付金、標準保険料率等が算定される予定となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 6,427円のマイナスの試算が出ましたけれども、これは、今年6月に定例会で資産割を廃止するに当たって、均等割を一律に引き上げました。これをもとに戻すことを初め、全額を負担軽減のために充てるべきだと思うんです。先ほどの答弁では慎重に考えるということで、全額を負担軽減のために充てるというご答弁はいただけませんでしたけれども、私

は、国保税は低所得者が多く加入する保険であり、国の当初の、1984年以前の国の財政支援が大幅に後退した、それがずうっと維持されたままになっている、そういう根本問題を解決することが重要であって、今回、1,700億円の国からの財政投入が6,427円という形で、勝浦市においては反映しているんだろうと思いますけれども、そうであるならば、それを全額市民に対して還元すべきだ、負担軽減という形で、国保税の引き下げという形で、これが必要だと思います。そして、現在、1,700億円、合わせて3,400億円という国費の投入を一層拡大すべきだというのが、根本的な矛盾の解消、解決する道だということを重ねて強調したいと思います。

今後、本係数等々、最終的な試算はまだ出ておりませんので、実際上どうなっていくのかわかりませんし、また、県から示される標準保険料率に基づく勝浦市での税率の検討というのは今後なされることであって、来年6月定例会で条例改正ということになると思うんですが、その間に今日申し上げた点を十分加味いただいて、もし国保税総額が今よりも減少するのであれば、全額を必ず市民の負担軽減のために充てるべきだということを強く申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって藤本治議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、寺尾重雄議員の登壇許します。寺尾重雄議員。

[16番 寺尾重雄議員登壇]

○16番（寺尾重雄君） 通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、市内廃校問題について。

文部科学省の、未来につなごう、みんなの廃校プロジェクトをご存じだと思いますが、少子高齢化、市町村合併などの影響で廃校が多く発生しております。その施設の有効活用が問題視されている中、廃校になってから何年も活用されず、遊休施設となっており、朽ち果ててしまうものも多く存在しております。

文部科学省のプロジェクトは、地方公共団体の希望に基づき、各地方公共団体において、活用方法や利用者を募集している未活用の廃校施設等の情報を集約し、一覧にして公表しています。より多くの民間の企業、学校法人、NPO法人、社会福祉法人、医療福祉法人などに情報を提供することで、廃校施設等の情報と活用ニーズのマッチングの一助になるというプロジェクトでございます。

私たち勝浦市内でも、小中学校、千葉県立大原高等学校勝浦若潮キャンパスがその対象となっております。既に元行川小学校、清海小学校、北中学校、興津中学校は廃校となり、今後、郁文小学校、豊浜小学校も児童の減少はとめられず、廃校の一途となっております。現在、廃校となって活用されているのは、清海小学校がパクチャーという会社に貸していますが、3年間無償という状況です。

そこでお伺いいたします。元大原高等学校勝浦若潮キャンパスについては、市の考えは、中央保育所の仮園舎として考えていますが、その後、活用方法はどのように考えておりますか、お伺いいたします。

また、他の廃校に関しての計画をどのように考えているか。それに伴う、勝浦市内には、廃

校になった保育所が幾つかあります。その辺も今後どのような方向で考えるかお伺いいたします。

2番目といたしまして、元行川小学校の廃校再利用に関してお伺いいたします。平成29年11月2日付で、勝浦市長宛てに、社会福祉法人知心会から、元行川小学校に障害者就労支援施設を運営するために貸与の要望書が出されています。地域雇用の促進とあわせて地域活性化に貢献したいということで、勝浦市にとっては大変ありがたいお話だと思っております。この件に関してご検討いただいていると思われませんが、その後どのような方向でありますか、お伺いいたします。

次に、大きな2番目といたしましては、沿岸漁業の活性化と磯根について。

勝浦市の漁業従事者も年々高齢化が進み、後継者問題等、減少の一途をたどっております。今回、沿岸小型漁業に配慮した漁業規制緩和と所得補償を求める請願書を提出しましたが、磯根資源及び磯根漁業について、勝浦市の考えをお伺いいたします。

新勝浦市漁業組合所属の平成29年3月31日付の漁業専業従事者組合員の数は、正組合員として407名、準組合員としては1,264名でございます。

この漁業問題に関し、今騒がれている、この外房沿岸地域においては、輪採という、資源保護のため、イセエビやアワビなどの魚介類の漁場を数区域に区分けし、順次禁漁期間を定め捕獲するとのことです。隣町の岩和田漁港、南房総市の白浜漁港、千倉漁港では、既に未来に向けて取り組みを行っております。全国に名がとどろく房総のイセエビ、アワビ等でございますが、勝浦市の漁業の取り組みは完全におくれているのではないかと思います。

1番目としては、先ほど申した輪採についての事業概要をお伺いいたします。

2番目といたしまして、漁港の空き地利用についての状況をお伺いいたします。

3番目に関しましては、今、新勝浦市漁業組合でも行われておりますが、ダイビングの状況についてお伺いし、また、磯釣り等に係る磯根の保全についてお伺いいたします。

4番目といたしまして、機械等の購入に当たり、高齢者に対する市の補助制度の考えを伺いたいと思います。

5番目といたしましては、磯根自然養殖について、磯根をどのように活用するか、漁業関係との協議において進めていただければ幸いかと思います。

以上で、登壇での質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 開議

〔8番 佐藤啓史君入席〕

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの寺尾議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、市内の廃校問題について申し上げます。

1点目の元県立勝浦若潮キャンパス及び廃校となった小中学校等の今後の活用方法について

であります。まず、勝浦若潮キャンパスの校舎部分につきましては、認定こども園建設に伴い、中央保育所の園舎として、現在、改修工事を実施しております。また、グラウンド部分につきましては、市民生活の利便性向上、雇用促進等を目的に、商業施設を誘致したところであります。

なお、校舎B棟を中央保育所園舎として使用する期間中は、校舎A棟を初め、他の建物等については、園児の安全面を最優先に考えますと、不特定多数の入館は望ましくありませんので、市の倉庫等としての活用以外は控える方針であります。

ご質問の中央保育所園舎としての使用後の利活用方策につきましては、昨年6月に県に提出をいたしました本市としての跡地活用基本計画の中では、郷土資料館、図書館等としての使用を計画しておりますが、当該施設は、昭和41年に建設をされ、既に50年以上経過している建物でありまして、今後、長くは使えない施設であるため、今のままで残すのがよいのか、また、当面残すこととした場合でも、例えば、商店街のテナント的な活用等、多方面からの利活用について検討してまいりたいと考えております。

また、小中学校廃校後の活用方法についてであります。学校は、地域コミュニティーの場を提供する役割を担ってきた施設であり、廃校後も、地域コミュニティーや防災機能を含めた施設の利活用等、市として一元的な管理も含めた検討を行ってまいりたいと考えます。

また、元保育所につきましては、用途見直しや取り壊しを含め、検討してまいりたいと考えております。

2点目の社会福祉法人知心会から提出のあった元行川小学校の貸与に関する要望書であります。これにつきましては、昨日の本会議でも議論があったところでございますけれども、再度これについて答弁をいたします。まず要望の内容です。地域雇用の促進とあわせて、地域の活性化に貢献するため、元行川小学校を障害者就労支援施設として貸与してほしいとの趣旨であります。元行川小学校につきましては、閉校後も引き続き指定避難所として指定されていることや、投票所等にも活用されていること、また老朽化も進んでいることなどから、現実的に貸し出しが可能かどうか、市有地活用庁内検討委員会において検討されたところであります。

検討内容について申し上げますと、元行川小学校につきましては、現在、避難所や投票所、また、ひな人形等の保管場所として使用しているため、この施設を貸し出した場合、特に今後、切迫していると言われている南海トラフ地震や房総半島沖日本海溝沿い地震に伴う津波予測が出ております。この津波予測では、勝浦には約6メートルから7メートル程度の津波が襲ってくると予測されている中で、そのような事態が発生した場合、多くの住民が元行川小学校に避難してきます。

この場合、津波被害等で長期の避難が必要となったときに、貸し出した施設が果たして利用できるのか。また、これまで多くのひな人形が保管されていた1階部分について、浜行川、大沢の両区から、避難所としての利用が困難なため、ひな人形を片づけていただけないかという申し入れがありまして、本年3月のビックひな祭り終了後に他の施設に一部を移動した経緯もございます。このため、施設を貸し出す場合には、地元住民の合意はもちろんのこと、施設修繕費等は借り主負担で行ってもらうなどの諸条件がクリアできれば、貸し出すことも可能ではないかとのことであります。

これらの検討結果を踏まえ、今後、社会福祉法人知心会及び地元区とも協議してまいりたい

と考えております。なお、貸し出すことが可能となった場合でも、公平性を保つため、公募による貸し出しとなります。

次に、沿岸漁業の活性化と磯根について申し上げます。

1点目のアワビ輪採漁場整備事業についてであります。この事業は、コンクリート板を海中に投入して設置した4カ所の漁場に種苗を放流し、生育するまでの4年間禁漁した後、スキューバダイビングの方法で、1年に1カ所ずつ、周期的に取り上げを行う事業であります。市内では、次年度から32年度までの3カ年に新勝浦市漁業協同組合を事業主体として、新官の磯根に2カ所、松部に2カ所、順次設置する計画であります。この事業に対し市は、漁協に補助金を交付するとともに、これまでのアワビ種苗放流事業とあわせ、つくり育てる漁業の推進を図ってまいりたいと考えております。

2点目の漁港の空き地利用についてであります。市が管理する漁港のうち、勝浦東部漁港豊浜地区の約9,000平方メートルが未利用地となっております。この用地は、昭和63年度の改修事業に伴い造成したもので、利用計画では畜養施設用地、漁具保管修理施設用地等に定められております。これらを事業化するには、漁協が事業費を負担する必要がある、財務状況を踏まえると事業化は困難であると伺っております。

また、用途変更するにも、国庫補助金を受けて造成した施設であり、国の承諾を要するなどの制約があるため、長期間、更地の状態となっております。今後は、漁協と協議をし、有効的な活用方法を検討してまいりたいと考えます。

3点目のダイビングについてであります。本市のダイビングエリアは、外洋の栄養豊富な海で育った回遊魚などが数多く見られ、起伏に富んだダイナミックな地形は、県内屈指と評されており、新たな観光資源となっております。このダイビングエリアは、漁業権漁場内に位置し、漁場を管理する新勝浦市漁協は、鶴原、浜行川でダイビング案内所を開設しております。こうした中、近年の利用者増加を踏まえ、漁協では、運営基盤強化の一環として、事業の拡充を検討しております。市といたしましては、施設拡充に係る支援要望に対し、協議を図り、検討してまいりたいと考えております。

また、磯釣りに対する磯根保全についてであります。まき餌を使うおか釣りにつきましては、千葉海区漁業調整委員会においてルールが定められております。このルールは、使用するまき餌は必要最小限の量とすること、漁場を管理する漁協に協力すること、の2点であります。市では、漁業者の大切な生活の場を保全するため、釣り人にルールを守るよう周知を図っているところであります。

4点目の機器導入に係る補助事業についてであります。漁船の建造、エンジンの更新等に対し、国では補助金を交付する制度がありますが、年齢や後継者の有無が要件となっております。具体的には、原則、55歳未満が対象で、55歳以上の場合は、45歳未満の後継者を確保していることが要件であります。

質問の、要件に該当しない高齢の漁業者に対し、市は補助する考えがあるかということですが、市単独で補助することは、財政状況から、現時点では考えておりません。しかしながら、年齢を重ねた多くの方が、生涯現役を志し、健康を維持しながら、地元水産業を下支えしている現状を、私も認識しております。このため、要件の緩和について、国に対し、関係機関と連携し、要望してまいりたいと考えております。

5点目の磯根自然養殖についてであります。新勝浦市漁協では、アワビ資源の増大を図るため、管理しやすい場所に育成場を設定し、種苗を放流した1年後、アワビを取り上げ、一般の漁場に再放流する中間育成を、浜行川、松部、鶴原及び豊浜支所で行っております。市では、この事業に必要な種苗の購入費に対し補助金を交付し、事業を推進しておりますが、県の水産振興公社の種苗を生産する施設の老朽化が著しく、放流量を増加することが困難な状況にあります。このため、市といたしましては、関係市、町と連携をし、県に対して、施設の早期改修を要望してまいりたいと考えております。

以上で、寺尾議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長(岩瀬洋男君) ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番(寺尾重雄君) では、順番を変えさせていただきます。まず、漁業問題の活性についてのルールについて質問したいと思います。まず、1点目の輪採事業。市長の答弁の中で4カ所、スキューバダイビングによる、新官、松部、2カ所ずつということで、この件に関しても、ほかの漁協でもやっているという1回目の私の質問でもあったように、勝浦も4カ所やられる中で、これについて補助を出しているんだという中で、勝浦市の漁業振興に対する補助金、どのくらいの規模で、どのくらい補助していくのか、あるいは、1点ずつ聞くよりも、今後、私的には、これを多く取り入れ、今まで素潜りだったものを、資源型の中で、循環し、漁業者の生活向上及び職の安定による、後継者をどのように育てるか、その辺をお伺いいたします。

そして、2点目の9,000平米の、恐らく9,000平米というものは、瀬戸浜の件、当時5億から入れたと私は聞いております。確かに、畜養、漁具、漁協関係に関する埋め立て地の問題、それが、今まで私が議員になる前から、ほとんど使われない。何とかこの活用方法をするに当たって、漁業関係の補助金の関係でそれしか使えないという話であれば、もう少し積極性の中で、使える方法を組合とも話をしながら、あるいは漁業関係者の中で話していただきながら、進めていただく方法はないのかということでお伺いいたします。

そして、漁業に関する3点目はダイビングの問題、確かに鶴原の件と浜行川の件でダイビングを行っているというのは聞いております。しかし、この件も、いろいろな漁業従事者等の制約の中で、観光立市としても、どのようにつなげて、どのようにしていったらいいのか、市が云々じゃないんですけど、市も漁業に関する施策の中で、先ほど市長も言われたように、お話ししながら進めることができるのであれば、何でも積極的にやらないと、要するに、漁業問題は、勝浦の基幹産業と言われる中で、どんどん衰退し、また後から言いますけど、新聞等でも、船を壊す、つい昨日の新聞でもあります、ここにあるんですけど、そういう中でも、これが後継者の中で、観光とのつなぎ合わせにおいても、漁業関係者がどのように所得控除なのか、そういうものを考えながら、生活向上のために、できる方法を進めていただきたいと思うところであります。

そして、まき餌の問題ですけど、確かに、まき餌等、漁業者に対する問題で周知徹底している面もあるんですけど、なかなかルールというのを、見ているわけでもないし、カメラを設置してどうなんだって、そこまではできないんですけど、モラルの問題だと思います。周知するに当たっては、啓発しても、何しても、看板等でも、立ててあるのを見ました。いろいろな意味で、海を守る、自然を守る、守るというのは、要するにプランクトンです。実際、樹木からの樹液で海のもものが育つという話もありまして、ある同僚議員から聞きますと、砂鉄も魚にと

ってはいいんだということも、私も知識の中で、部原は砂鉄がとれるんだという問題もありますけど、とにかく、やはり漁場を育てることも必要ではないか。それにとっては、まき餌の問題は大事な問題でもありますから、4番に関しては、漁業者の、専門の組合側等も、勝浦市も、できれば周知してもらえればと。

そして、5番の高齢者の問題。私の資料の中では、最初の質問で言ったように、勝浦の漁師は、407名のうち350名近くが65歳以上なんです。私の仲間もしかり、今後漁師をやっていきたくいけど、国の補助は、65歳未満の若い方しか補助金をいただけない。機械整備においても、漁具整備においても。それを申請しても受け付けていただけないからこの質問でお願いしている次第ですけど、市長も上に要望するとはいうものの、本当に漁業を活性させるためには、先ほど来の三百何人もいる漁師さんが、もう廃業する。二、三日前には、三百何キロのクロマグロの子どもですけど、メジマグロもとれなくなった、だからやめるんだと。だけど、もっとやりたい人たちがいる中で、市も、できるものを。私思うには、ほかの産業には、ある程度補助的なものがあるんじゃないかと。確かに漁業者にとっては、インフラの港の整備等、今回も、松部漁港に対しても、川津漁港に対しても、しゅんせつの問題があるかと思いますが、それよりも、各個人が、やはり漁師をやりたいけど、市長もその辺を認識されているから要望書を上げたいと言うんですけど、できれば、どこもできないものを勝浦市から、その辺の漁業者に対する支援を行っていただけないかということでもあります。再度、2回目ではそういう質問でお願いし、市長の答弁なのか、課長の答弁になるのか。

そして、6番目の種苗の問題。この種苗の問題は私も議員になってからずうっと、副市長が水産課長のときからやりました。種苗の問題というのは、漁師にとって、海女が大事なのか、漁師が大事なのかは別にしても、勝浦のブランドのアワビは、築地に行っても、房州物のアワビはいいんだと言われてます。今回の輪採においてもそうでしょうけど、自然の種苗に対する問題があるかと思って何回か質問している間に、今の質問の答えの中でも、県の畜場のほうも生産が難しいんだと、そう私は受けとめて、それだったら、市長、政治的に、勝浦の市長として、この漁業に対する問題を積極的に行っていただけないかという問題、例えば、生産場所がだめなものであれば、本気になって、ここを改修しても、あるいは勝浦に、先ほどの9,000平米の、瀬戸浜じゃないですけど、あるいは虫浦の、勝浦市の土地じゃないですけど、そういう施設の雇用の問題を考えながら、できればと思うんですけど、その辺は難しいにしても、一歩でもやっていただけるものを、私も議長をやりながら要望を上げて道路問題をさんざんやってもなかなか解決しない。解決しないのであれば、その一歩先を、金を入れてつくっちゃうのかと。それには補助金関係もあろうかと思いますが、その辺の考えを、積極的な、要望は要望でわかるんです、要望しないことには始まらないですから。2点目の行川小学校の問題もそうですけど、要望から始まりますから。そういう意味を踏まえて、これをどのようにするか、今まで並べてきた中も具体的にもう少し説明していただければ、あるいは方向性を出していただければ、私なりに助かります。

まず、漁業問題は、一問一答といえども、一応投げかけます。漁業問題は、これで2回目、終わりにしておきます。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。まず、1点目の輪採漁場造成事業の市の補助金

の考え方でございますが、当該事業につきましては、負担割合をお示しいたしますと、国では事業費の30分の20を交付する制度でございます。国以外に、県の補助の例を申し上げますと、30分の3、10分の1です。これに伴いまして、市はどうするかということでございますが、近隣の市、町を比較しますと、30分の3、10分の1交付している例がございます。現時点で私の考え方はそれに倣い、造成事業、平板コンクリート投入設置、その費用に対して10分の1の補助を検討している段階であります。

続いて、2点目の空き地の利用の積極的活用というお尋ねだと思いますが、勝浦に限らず、今、全国的に、漁港の敷地の未利用、低利用というのが問題化されています。そうした状況を踏まえますと、水産業を取り巻く環境の悪化が、当初の事業していた時点よりも芳しくない、そういう状況が考えられると国では申しております。

国の通知によりますと、こうした状況を踏まえて、空き地利用について、要件を緩和して、いろいろなものに使えないか、そういうもので緩和するような通知も出されています。しかしながら、市長答弁にありますように、用途変更する場合には、補助金をいただいていますから、国の承認が必要になります。そうした中、漁協であれば、用途替えとしては、漁港機能を高度に増加するような施設の設置、また、新たな最近の考え方を踏まえますと、生産者主体で運営する直売所、あと、6次産業化の加工施設等があります。その一方で、民間事業者についても、漁港の空き地利用についても、設置するケースはございます。高度な機能を有すると認められる漁港施設に限り設置が可能であります。この件について具体的に申し上げますと、近隣では、鴨川漁港が製氷施設を平成9年に設置した例がございます。

いずれにいたしましても、こういった国の要件緩和の動きとあわせまして、市長答弁にもありましたが、漁協の負担に配慮しながら、有効的な活用を協議してまいりたいと考えております。

3点目のダイビングについてでございます。市長答弁にありましたとおり、勝浦のダイビングエリアは県内でも屈指と評されております。観光資源として、これを活用すべきと、そのような質問と伺っております。現在、市内のダイビング案内所に、年間6,000人弱の方が利用されていると聞いております。この誘客につきましては、県内、県外のダイビングショップを通じて誘客を図っていると聞いております。今後、さらに利用の増加のためには、施設拡充のお話とあわせて、ダイビングスポットとして、これは観光資源だということを、水産という面ではございませんで、観光としての面でPRすることに努めてまいりたいと考えております。

4点目の磯根の保全、釣り人への周知の関係でございます。市長答弁にありましたとおり、ルールが定められておりまして、具体的にはリーフレット等の配布を、市では行っています。最近ございませんですが、昔は、漁港付近に、モラル向上のための看板を設置したりしてございます。今後の取り組みといたしましては、県水産事務所、漁協と連携して、周知のあり方、市としての役割というのをもう一度考えまして、周知をさらに進めてまいりたいと思っています。

5点目でございます。全体的な漁業の活性化というお話と理解してございますが、市といたしましては、漁業の活性化に伴いまして、市としてできる役割、市に対して漁協、生産者はどのような要望があるかということは、常日ごろから、例えば予算の要求時期ですとか、国への事業の要望ですとか、そういう段階的に、常に密に要望等を受けまして、協議を重ねております。そうした協議の結果で、優先的に市として漁港のインフラ整備を中心に行ってきたところ

であります。最近の例で言いますと、川津の漁村センターですとか、市長、先ほど議員もおっしゃっていたしゅんせつについても、松部、川津あわせて、来年度行う予定であります。

私からは、市は水産業に対する振興策としてどのようなものが必要かというのを、漁業者目線で常日ごろから聞いて行っている、このように申し上げたいんですが、ここで、漁協の総会等の資料にあります業務報告書の掲げている漁協の課題というのを私から申し上げますと、平成28年度の決算の業務報告書ですが、これは平成29年度総会の資料に用いたものですが、漁協としての対処すべき重要な課題が幾つか掲げてありまして、その中で、川津漁港及び松部漁港のしゅんせつとあります。そうした重要な課題と掲げてあるものについて、市といたしましては、いろいろな検討ですとか、財政的な財源の確保、国庫補助金の活用等を努めてまいりますので、その辺については、市としての振興策というものは、漁協の要望等を常日ごろから聞きながら、それに反映した施策を講じていると、このように理解いただきたいと思います。

6点目の種苗の問題でございます。確かに、種苗の生産につきましては、現在、老朽化が著しくて、県内4カ所ある種苗の生産施設を、県水産部局のほうでは、3施設に集約して改修する考えがあると聞いております。しかしながら、県全体では、ほかの公共施設との改修時期が重なっていることから、優先度等を踏まえながら、改修の事業化を図っていく、このような考えと聞いております。要は、改修する考えは水産部局内で持っていたとしても、県全体の優先度を考えると、いまだ事業化になっていない、このような状況にあります。この生産施設の種苗については、県内約29の組合、支所単位で種苗を購入しています。勝浦市だけの問題ではなくて、これら漁協関係者と声を合わせて、これの改修を進めていくよう要望していく必要があると考えます。

また、種苗の生産施設を勝浦にというお話でございます。先ほど空き地利用の関係で、漁業に直結したものであれば、確かに生産施設を敷地に設置することは可能と考えますが、県が水産公社に、長年の研究成果として、それを各支所に種苗として分け与えている、こういうノウハウを新たに市単独で研究者も抱えながら進めるというのは、費用ですとか、期間ですとか、そういう問題があるかと思えます。ですから、効率的に進めるためには、繰り返しになりますが、県のほうに改修の要望を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） それでは、漁業問題について、一問一答にいたします。まず、輪採について。先ほど30分の20、10分の1、10分の1と。この事業に関して、4カ所入れるというのは私も聞いて、大体、アワビがとれるのは、150キロが、輪採というか、順番でとっていく、その程度は聞いているんですけど、これに対する事業費、どのくらいかかっているのか、お願いいたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） アワビ輪採漁場造成の事業費、お答えさせていただきます。まず、コンクリート板を海中に投入する設置費用でございますが、これについては、事業費として約1,200万円かかります。投入する板の枚数は、1カ所当たり1,000枚と聞いております。そこにさらに種苗を放流した場合、どのくらいの種苗を放流するかによって種苗に関するコストを申し上げますと、放流量は約1万個を予定しております。放流するに当たって、種苗の購入費は34万8,000円。今回、先ほど申し上げました10分の1と申しますのは、設置費用約1,200万円に

対する10分の1、市といたしましては120万円の補助で現在検討しております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 時間がなくなっちゃうからどんどんいきますけど、私の質問の中でも、この種苗は4カ所ではなく、ほかにもできる問題の中で今予算を聞いた次第ですけど、先ほど来、勝浦市は120万円と言うのであれば、これを10個やったら1,200万円。インフラの漁業組合の生産能力の問題から考えて、これを、毎年でももう少し増やしていけるのか。南房総市は四十何カ所入っているということも私の調べた中ではあるんですけど、勝浦市も漁業に対し補助金を出さなければいけない、あと30分の8は漁業組合のほうで持つ、それでいいのかどうか。漁業組合のほうは幾ら持つのか。この件に関しては今後どうするか、どんどん毎年入れていっていただけるのか。そして、勝浦市は、120万円、150万円、あるいはもう少し出していただけるのかどうか、その辺を確認します。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。輪採事業に係ります組合の負担を申し上げます。造成事業費で約1,200万円と申し上げました。それに対する組合負担は、1,200万円に對しまして、1カ所当たり約160万円でございます。

今後これを拡充していくかということでございますが、この箇所選定については、漁協単位、さらに支所単位で要望を伺ったと聞いております。いまだに磯の管理につきましては、漁協を合併したといえども、支所単位の管理が通常だと聞いております。そうしたことから、今後も支所単位で、新たな支所のほうで設置を要望するのか、現在の予定している豊浜はさらに増やしていくのか、西部で増やしていくのか、こういったものは組合側の考え方によるものだと思います。市長答弁で、これについて拡充等を図りながら、つくり育てる漁業の推進とお話し申し上げたとおり、こういった拡充の事業につきましては、推進という意味で、補助は継続してまいりたいと考えます。まずは、次年度から実施する輪採事業の確実な成功をおさめて、拡大を図っていただければと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） わかりました。輪採については、細かい昔の漁業単位の組合の問題、漁師の問題で、川津にしても、部原にしても、その漁協の問題はありますので、この辺を組合側と十分話し合いながら、実際、組合の負担金が160万円で、その対費用効果の問題、34万8,000円の種苗を入れて、勝浦市が120万円、漁協が160万円の補助の問題を入れながら、少しでもこれが勝浦の今後の見通しになることを協議しながら、この問題はこれで終わりにします。

そして、漁業問題も何点かももう少し聞きたいものは、ダイビングについては、それなりの観光施設としての問題、2番の瀬戸浜の9,000平米の問題も、どうするか。

そこで、5番目の、漁師をやっているデータの中では、65歳から80歳までは350人近くいる。80歳ぐらいの人が100人ぐらいいるわけです。65歳も多いし、二十何歳の方は少ない中で、漁師も、昔だったら55歳は年寄りだと言われますけど、10年ぐらい若返っています。戦国時代であれば、織田信長は人生わずか50年と言ったものが、今は100歳と言われる時代でありますので、漁師に対して、この辺を少しでも手だてしていただけないかということをお願いをするに当たって、市長から答弁をいただきたいと思っております。

そして、6番目の種苗については、確かに、県の4カ所の施設が3カ所であって、ほとんど

老朽化される中で、種苗生産もならない。もたができないものを、また、種苗をまいて、どのように育てるかというのも難しいのであれば、確かに県に強い要望から始まらなければいけないでしょうけど、種苗を入れている20組合全体の中で、市長、先頭になって、協議できる問題を、漁業関係者とマッチングしてやっていただけないか、この2点を市長に答弁をお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほどの機器導入等の補助関係でございますけれども、いろいろ国の補助金制度というものを活用してやっているということでもあります。原則55歳未満ということで、要するに、もう高齢化が進んでいるじゃないかということで、確かに言われるとおり、もう本当に漁業も、最近は資源も細っているし、後継者もないということ、それでこの年齢が55歳がいいのかということになると、確かに私も、言われるとおり、もうちょっと基準を上げていいんじゃないのというふうに思うところであります。ただ、一つの補助制度ということを見ると、やはり一定の年齢以上は、補助のルールからすると、これはおのずから制限があるというふうに、もし私が補助事業者とするときは、そういうことを思います。

では、その分の足りないところを市の単独事業でやったらどうかということで、私はどのぐらいの経費がかかるかわかりません。ただ、こういうことを何でも市単でやるということは、一般的には、こういう財政状況を考えたときには、補助とセットでやるというのがルールです。それはお金がいっぱいあれば、それは勝浦が不交付団体ならば幾らでも出せますけれども、財政が非常に厳しい中では、やはりおのずから制限がある。これはどのぐらいの経費がかかるのか、そういうことも踏まえて検討してみたいと思います。ただ、原則は、私はやはり補助制度を国のほうに要望して、この基準を、例えば65歳までとか、70歳までとか、そういうような要望をやっていく必要があるだろうと思います。

それから、種苗の関係でありますけれども、これにつきましては、私も実は県の水産公社の理事をやっていますから、そういうようなところでよく議論にはなるんですけども、そういうところで要望していきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） これで終わりにするとはいうものの、確かに国の補助に、勝浦市が市単でどうするか。銀行においても年とった人間には金を貸せないよというのがこの日本国の話であるんですけど、その辺を十分市長もわきまえてお願いしたいと思います。

次に移ります。次は市内の廃校問題について。まず、大原高校勝浦若潮キャンパスの、先ほど市長の答弁の中では、こども園は、私たちも了承しています。中央保育所の仮設。そして、その後をどうするか、市長の答弁では、商店街及び、これを50年もたっているからどうするかという話と、B棟に関しては郷土資料館、A棟に関しては当面は倉庫等で使っていきたいと。その先の話で私はお伺いするんですけど、確かに50年。50年やったときに、今の校舎は耐震されている中で、県のほうからいただいた中で、耐震している以上、I s値とか、技術的な話を言って申しわけないですが、どこまでもつかという問題があるかと思うんです。昔の消防署なんか耐震もやってないのに、いまだに消防署の跡地を福祉協議会の関係で使っています。そういう意味を踏まえても、耐震をやられたものであれば活用できるものではないかと思うのです。そして、確かに、この後、商店街との店の問題もありますよと市長も答弁の中では言って

いるんですけど、観光商工課は、先を見据えて、この辺まで十分考えてきているのか。それが実行できる、できないよりも、どのようにしたのかという問題。先ほど要望、要望と言うけど、観光課長からも、副市長のほうに、こういうものありますよ、どうでしょうかと、問題はなかったのか。それを、行き当たって、取り壊しか、取り壊しじゃないかという問題。そして、先ほど、この運動場には商業施設と、1万6,000平米の運動場、私もちらっと見せてもらったら、ベイシアは鉄骨で建ってきています。その中で、プールを壊して、議員で私だけ知らないのかわかりませんが、これをベイシアに幾らで貸されたのか。その辺、議員で知っている方がいるのか私はわかりませんが、私の範疇の中では知らないのです、その辺を答弁願いたいと思います。以上。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。今ご質問のベイシアの関係でございますが、今年度の当初予算におきまして、財産収入ということで、内訳についてご質問をいただきまして、その際に、元勝浦若潮キャンパスへの商業施設の賃貸借料として、現時点で1,300万円見えていますということで答弁させていただきました。それは年間10カ月ぐらい見たんですが、その後、今年5月の臨時会におきまして、県有地を購入する議案を出させていただきました、その際にも、今後の商業施設の流れというか、ご質問いただきまして、今後の契約や開店までの行程等につきまして、一部説明させていただいたところでございます。

その後、6月30日付で、議決いただいた後、県から土地を購入いたしまして、6月30日付で、これは開店までの間ですが、工事期間中ということで、土地一時使用賃貸借契約を、覚書とともに契約を締結させていただきました。

その内容につきましては、貸付面積は1万5,155平米、年額地代が1,815万5,690円、これは平米当たりいたしますと、年間で1,198円ということになります。これはベイシア側のプロポで、今回プロポをやる中で、その賃貸借の金額だけではなく、内容を含め、内容を重視してのプロポでありましたので、その際提示された金額、ちょっと上乗せで1,198円ということでの契約ということでございます。

ただ、ここで、今プールという話もございましたが、プロポの段階で、セミナーハウスや武道館、運動部部室とかプール等の解体を、その業者が行ってくださいということでプロポを実施したところでございます。それで、ベイシア側でそれを取り壊しまして、その分が7,236万円ということの金額を提示されたところでございます。これにつきましては、市のほうでも、その内容につきましては精査したところ、問題はないということで、承知したところでございます。

それを差し引きまして、来春、開店後につきましては、開店までの間の今年度の賃料につきましては、調整分を上乗せいたしまして、端数処理等もありますが、月額で123万8,049円、年間で1,485万6,583円で、20年間の事業用定期借地権設定契約を締結させていただければというところで、相手側と今、協議をしております。

ただし、先ほど今年度の賃料調整分という話をさせていただきましたが、建設中につきましては、ベイシア側との協議の中で、この10月から来年3月までは月額45万円ということにさせていただいております。来年度春からのその調整額につきましては、これは軽減したわけではございませんので、その分を上乗せいたしまして徴収する予定になっております。以上であり

ます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 年間1,485万円、これを割り算しないとわからないんだけど、通常、私の感覚で物を言ったら、ほかの店舗、道路サイド系でも350円、400円の問題ある。そういう中での気持ちだと、1,600で五十何万になっちゃうのかな。この45万円は別にしても、この一千四百八十何万というものを割り算したらどうなんだという問題あるんですけど、それなりに精査して市でやったのであれば、それはそれとして、了といたします。

そういう中で1点。先ほど来の7,236万円の解体費用。これは向こうで持ってもらったのか、あるいは勝浦市はこれを差し引いて払ったのか、それを1点お願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。先ほども答弁させていただきましたが、プロポの段階で、その取り壊しは業者にさせていただくということで、その金額については、賃料から差し引きさせていただくということでの契約をさせていただいております。それで、その7,236万円につきましては、国の設計単価をもとに市でも試算いたしまして、同程度の金額、また、もし市が取り壊すということになれば、これに設計とか、また期間がかかりますので、8,000万円以上は金額がかかってしまうのではないかと試算はしております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 要は差し引きですね、7,236万円は。それはトータルの20年の中で差し引くのか、それをはっきりしていただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。20年間で差し引くようにしております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） では、当然もらう一千四百八十何万からの差し引きではなくて、これは勝浦市に入ってくる金ですね。

次に、観光商工課長は、その後の施設の使用方法についてどうするか。勝浦の観光商工課の会議室の中で、そこに新店したいとか、新店できないとか、皆さんが新店しないのであれば、それはそれで結構です。ただ、ベイシアとの仕入れの問題に関しても、タイアップできるものであれば、そのようにしていただきたいというのが私の願いです。その後の問題は考えていただければいいです。

もう一点、今道路をつくっている問題で都市建設課長に聞きますけど、あそこには、避難用の道路と物資搬出の都市計画道路がある中で、これは市長に聞いたほうがいいのか、どちらに聞いたほうがいいのか、当然、課長は道路問題について把握している中で、あそこに道路をつくった中で、あの延長線をどうするかというものは、協議をしているんでしょうけど、今後、都市計画道路は進めていくのかどうなのか、お伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 質問の途中でありますけれども、午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。元勝浦若潮キャンパスの今後の利活用でございますけれども、先ほど市長答弁にございました商店街のテナント的な活用等、これについては一例でございますので、今後、多方面からの利活用について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。都市計画道路である新坂線についてでございますが、この都市計画道路は、平成26年3月に策定いたしました都市計画マスタープランにおいて位置づけられており、議員ご指摘のとおり、国道297号へのバイパス線といたしまして、勝浦中心市街地から北部方面への避難路の充実を図るとともに、国道297号の緊急輸送道路としての機能の強化を図るために計画されたものであります。これは、この都市計画マスタープランに沿って今後も整備を進めていくものと思っておりますが、今回、勝浦若潮キャンパスの隣にあります市道保羅口女卸線の道路改良を行っております。新坂線の都市計画道路は、起点を墨名部原線から国道297号の新坂の登り切るちょっと手前まで、頂上よりちょっと手前までが計画されておるんですが、市道保羅口女卸線とほぼ隣接したところに計画されております。今回、市道保羅口女卸線の道路改良が終わった暁には、市の都市計画道路である新坂線をそのまま計画どおり行うのか、または、改良した保羅口女卸線を経由して都市計画道路として新たに計画を見直すのか、それは今後検討されていくものであろうと思っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 今の都市計画道路、本来であれば勾配等の関係から言っても、当然議会のほうに計画が出されているんだけど、その辺で言えばよかったんでしょうけど、そういう問題を踏まえて、ちょっとかなと思う面があったもので、都市計画道路として、あれだけ切り下げて、向こうまで上るのに、勾配的な話はどうなんだと私的に思うから。それは答弁はいいです。トンネルを掘るのにどうするかというものは、今後しっかりやればいい話だろうから。

それはそれとして、あと、時間もなくなってくる中で、北中の、多目的に使うとか、野球場に使う、この辺の問題も廃校の問題で聞きたいんですけど、ほかの学校をさておいて、東保育所のあれも、いつまで空かしているのか、もし時間があれば聞かせてもらいたいんですけど、ある程度整理を。あれは、もう二、三年たつわけです。興津中は去年廃校になったばかりで、それも公募、地盤的な高さの問題、いろいろあります。あとは、今後、豊浜小学校も統廃合はどうなっていくか、郁文小学校も次は当然廃校になる。それは市のほうでも十分考えている中で、今回、差し当たって聞きたい件は、まず、行川小学校に対する知心会からの要望書が上がっている、身障者の借り入れ申し込みの件について質問いたします。

確かに、昨日の鈴木克己議員の話の中にもあるように、時系列からいって、市のほうは検討課題を掲げ、先ほどの市長答弁では検討するという答えを言っていたんですけど、時間的な問題は、向こうの勝手な時間であるんでしょうけど、早急にやりたいと。早急にやりたいということは、昨日の質問でもさんざん出たように、大多喜にあり、茂原にあり、南房総にあり、この地域が空白化している。その中で障害者の支援をどうしていくか。また、親も、障害を持っていると心配だと思えます。私も年的には随分年をとっていますので、障害者の親にしてみれば、やはり何らかの自立をさせたいと思う話はあるかと思えます。

まず、先ほど市長答弁の中に、貸すときには公募して、使うほうが直していただきたいという話がある中で、いろいろな面で公募しながら早急に進めてもらいたいんです。これも、昨日の話よりも、障害者がそこで少しでも自立できて社会に貢献できながら、ましてや、そこに働く人の雇用も、最初は20人、そして、将来は90人という雇用もあります。確かに、特老にしても、先ほどの議会でもあるように、介護士の、国は8万円上げる話、私も特老にちょっとかわっているものですから、そんな関係で、特老であろうと、身障者であろうと、その生活を守ることは家族は大変だと思うんです。そうした中で、来ていただいて、それを活用していただいて、そして、行川地域の人たちは、確かに避難所として、そして人形を入れることは、この3月に出すという先ほどの答弁であります。そして、身障者を踏まえて、コミュニティーは持って、避難施設として、6メートル、7メートルのハザードマップの中の津波であれば、ハザードマップを見た上で、今後、行川の駐車場の問題とか、勝浦市も避難所の問題はいろいろな企業に呼びかけてお願いしているのであれば、地域住民と話すというものの、真剣になって行川の住民と話していただいて、市からお願いするものはお願いして、優先順位をどっちが先なのかを考える。確かに避難も大事です。人の命は最大限大事です。それをどう守れるか。確かに行川地域の行川小学校の問題はあるでしょうけど、この海岸一帯は、確かに7メートルが来たら、みんな沈没しちゃいます。その中で、行川地区の人間が何人そこに逃げて、緻密な避難経路、勝浦全体の防災訓練はやって、避難はあるんでしょうけど、皆さん、どこへ逃げますかと。実際私も、自分なりに、来たときにはここへ逃げましょうよと、一人ひとりがそういう気持ちで、避難所あるいは避難路の問題は、自分なりに、何分でどう逃げるか、自分で身をもって経験すればいいことじゃないかと思うんです。

要するに、この問題は、向こうも、別に何を急ぐわけではない。知心会のほうも、福岡でもやっているらしいです。竹あかりはどこの町でもやるんですけど、勝浦でもやっていますけど、そういうものとか、いろいろな農作業とか、いろいろな要望が市長に上がっていますから、市長も読んでいると思います。そういう面で、市長のほうも早急に支援をしていただきたい。来ることを迎えていただきたいなと思う話です。検討とか、要望とか、確かに議会用語かもわかりませんが、検討すると言ったら検討するので。だけど、タイムリミットの中で、いつまでどうするか。私たちも、小さな仕事でも、いつ、何を、どうするか、いつ、何を借り入れるかという問題もありますので、その辺を踏まえてお願いしながら、市長に再度答弁願いたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） うちのほうで検討委員会を設けて、答弁したとおりでありまして、私は、あそこを貸さないということではないんですけども、優先順位として、果たして、今の勝浦にとって、あそへ障害の福祉施設をつくるのが本当の最優先なのかということ、私は実はまだ思っていないんです。それは、あればあったでいい。知心会が、例えば自分の今の知心会の脇の土地に建物を建ててそういうものをつくるというなら、それはもう構いません。この建物を使うということに対して、私は絶対使ってはいかんということではないですけども、ただ、先ほども答弁したように、将来必ず津波が襲ってきます。津波を逃げる時じゃない、もう私は、勝浦に6メートル、7メートルが来たときには、今、40カ所の緊急避難路、とりあえずそこで命を守って、その後の避難所として、例えばキュステであるとか、いろいろなところがある。その

中の一環として、いわゆる行川、大沢とか、そちらのほうの人たちがあの施設を使うんだと、最初の避難所ですよ。逃げるときはまた緊急避難路あるけれども、あそこに逃げてもいいけれども、そこであそこを使うというのが、そんなに遠くないときにきたときに、果たして、ずっと障害者施設であそこを占領していて、そこに逃げろということ在地元の区が、地元の住民がオーケーを出すかどうかです。私は、ああ、いいですよ、使ってくださいということであれば、貸すことはちっともやぶさかではないというふうに私は今考えています。いずれにしましても、一応の検討結果については、今、決裁回っていますけれども、もうすぐ私のところにも来るでしょうし、その結果については知心会のほうに返します。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 確かに、市長、住民が大事で、施設の身障者の問題も理解するものもあるでしょうけど、区は、どうしても私ども使いたいという要望もあるんでしょうけど、区の人たちも、私も何人かに聞くと、あそこの草刈りをやっていますよとか、そういう思いの中で、ハード的に、今後、来年、自然公園は別にしても、共立は、一次避難があつて、雨降っているときなのかどうか、それを今度は二次避難でどこにするのか、大沢、行川の人たちが崖崩れでどこにあれするのかという問題もあるでしょうけど、全体の把握を、先ほど来言うように、一人ひとりがどこにどう逃げられるのか、そして知心会のほうも、借りても避難所として使っていて、どのように使っていただくかを協議、それは公募の問題あるでしょうけど、そこばかりが優先順位じゃないでしょうけど、公募の問題の中でも、どのように振り分け、どのように使い、そして、向こうも避難所が足りなければ、プレハブで冷暖房はどうなるのかという問題も考えて、それは、今市長が言われるように名木につくればいいじゃないかと。だけど、学校の校舎の跡地利用の問題の中で私は言っているだけであつて、最初から新しいものをつくれればいいんでしょうけど、そういう面で、検討が上がってくるでしょうと言うから、市長裁量においても、十分に考えていただきたい。確かに公募です。一業者に渡すわけにはいかないでしょうから。そういう意味を踏まえてお願いできないか。これは私の要望で、ほかの空き教室を控えても、私はこれで終わりにしますので、私のほうは以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） とりあえず、これ決まったら、浜行川とか大沢の区長、そういう人たちと話をしてみます。どうしても将来的に、先ほども言うように、意外と、いや、津波なんか来ないだろうよということを言うけれども、ちゃんと、学者連中、それから南海トラフが大体いつごろきそうだと、もう出ているんです。必ず6メートル、7メートル、襲ってきます。来れば、私は長期に避難所を設けなくちゃいけない。それもいつもこの隅っこに残っているんです。そういうことも踏まえて、地元の区長と話をしてみます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 確かに市長の言っている意味はわかります。市長も、防災をやられて、いろいろな訓練もされている中で、区との協議の中で、どこにどうするかという、もっと綿密な防災でお願いしたいと思います。以上で終わりにします。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって寺尾重雄議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

〔7番 戸坂健一議員登壇〕

○7番（戸坂健一君） 皆さん、こんにちは。本議会一般質問のトリを務めます、新創かつうらの戸坂と申します。前段者の先輩議員の勢いに負けないように、しっかりと頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問テーマは、大きく分けて2点であります。1つは、勝浦市の自殺予防対策について、もう一つは学習支援事業について、それぞれ項目を分けて質問をさせていただきます。

まず初めに、勝浦市の自殺予防対策について伺います。

日本の自殺者数は、平成10年から毎年3万人を超える状態が続いておりました。平成18年に自殺対策基本法が国で施行され、平成24年に自殺者数はようやく3万人を切る状態となりました。しかし、いまだに日本の自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）は19.5と高い水準にあり、世界ではワースト6位となっております。平成28年度の日本全体の自殺者数は2万1,897人、平成27年度で2万4,025人となっており、毎年勝浦市の人口以上の方々が自殺により亡くなっているということになります。

こうした状況を受け、平成28年、自殺対策基本法が改正され、この7月には自殺対策大綱が閣議決定されました。大綱では、当面の目標として、2026年までに、平成27年度の自殺者数と比べ30%以上減少させることを目標としております。千葉県においては、自殺対策のために平成22年に自殺対策推進計画が策定されております。千葉県では、平成27年度の自殺率が18.9、平成28年度の自殺率が16.7と、やはり全国平均の中でも高い水準にあり、平成30年度からの第2次計画の策定について、現在慎重な論議がなされております。

さて、勝浦市における自殺について考えてみます。県の統計資料によれば、勝浦市の自殺率は県内では非常に高い水準にあり、平成23年から平成27年までの市町村別年齢調整自殺率、つまり、先ほど申し上げました人口10万人当たりの自殺者数を見ますと、勝浦市は男性が38.0で、県内では御宿町、鋸南町、九十九里町、芝山町に次いでワースト5位、女性が10.2で県内ワースト22位となっており、特に男性における自殺率が非常に高い水準にあると言わざるを得ません。自殺死亡率だけで考えれば、勝浦市男性の38という数字は、全国平均の19.5、県平均の16.7と比べても、非常に高い数値であることがわかります。

県は、自殺対策推進計画の素案の中で、市町村単位での自殺対策の重要性を上げております。こうした状況の中で、勝浦市としても、今後自殺を減らし、活力あるまちづくりを進めていくためにも、自治体としての自殺者の現状把握と、自殺に対する総合的な対策が必要と考えます。

そこで質問をいたします。まず初めに、勝浦市の自殺実態について伺います。勝浦市における自殺の実態に対する市の現状把握についてお聞かせください。

次に、自殺対策計画の策定について伺います。自殺を未然に防止するために、地域の実情に応じた施策を策定し、関係機関と共同しながら対策に努める必要があります。これまで以上に総合的な自殺対策を図るためにも、勝浦市において自殺対策計画を早急に策定する必要があると考えますが、市のお考えをお聞かせください。

次に、大きく分けた2つ目の質問に移ります。学習支援事業について伺います。

まず、学習支援とは、さまざまな定義がございますが、ここでは、授業がよくわからない、

家庭での勉強のやり方がわからないなど、学習に不安のあるお子様が、基礎学力の向上や家庭学習の習慣づけを図り、将来に希望を持てるために就学できるようにする事業を言います。この事業は、これまでも各市町村で実際に実施されている事業であります。基本的な考え方としましては、義務教育の時間外に無償ないし低価格で学習支援を行うという内容になっております。

この学習支援について、子どもの教育費は年々ご家庭の負担が増しております。特に高校進学に向けた学習教室費、塾代等の捻出は、一般家庭においても容易ではありません。特に生活困窮家庭におかれては、子どもへの教育にお金をかける余裕はないと予想されます。そうした状況の中で、塾に行ける子と、行けない子とで教育格差が生まれるような状況はなるべく避けるべきであり、市としても対策が求められています。平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、勝浦市では夷隅ひなたにおいてさまざまな相談事業を行っております。しかし、この学習支援については任意事業であるため、福祉政策的な意味での支援は非常に難しいのが現状であります。

そこで今回は、教育課、教育委員会における学習支援の考え方についてお伺いいたします。地方教育行政組織及び運営に関する法律が改正され、市長を初めとして総合教育会議を設置し、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが決まりました。勝浦市においても、この8月24日に開催された総合教育会議におきまして、対象期間を平成29年9月から平成32年3月までとした勝浦市教育大綱が策定されました。

新しい教育大綱では、生きる力を育む学校教育の推進、また、地域の活力を育む生涯学習の推進という2つの基本目標のもと、その目標を達成するために12の基本方針が定められております。その内容を拝見しますと、それぞれ積極的かつ具体的な施策が書かれており、本当にすばらしい内容であると思えます。

しかしながら、さきにお話ししました教育格差の問題というのは、福祉の問題ともかかわることから非常にデリケートな問題であり、大綱の中に具体的な政策が書かれたものではありません。教育大綱の理念である「学び絆あふれる勝浦の実現」、基本目標である「生きる力を育む学校教育の推進」を図るためにも、そして勝浦市に住む全ての子どもたちが、よりよい学習環境のもと夢や希望をあきらめることなく健やかに成長していくためにも、学習支援は必須であると考えます。

そこで質問をいたします。学習支援事業の実施について伺います。教育格差を是正することや、学習に不安のある児童・生徒の基礎学力の向上、また家庭学習の習慣づけを図り、将来に希望を持って就学できるようにすることを目的とした学習支援事業を実施すべきと考えますが、市のお考えを伺います。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの戸坂議員の一般質問に対してお答え申し上げます。

私からは、勝浦市の自殺予防対策について申し上げます。

1点目の本市の自殺実態についてであります。把握している自殺者数の推移につきまして、県の衛生研究所のデータで、平成23年から27年分までの死亡者数と自殺者数を申し上げます。

す。まず、平成23年で死亡者数318人、うち自殺者数6人、男女別に申し上げますと、男性の死亡者数163人、うち自殺者数5人、女性の死亡者数155人、うち自殺者数1人、次に、平成24年で死亡者数304人、うち自殺者数5人、男性の死亡者数165人、うち自殺者数4人、女性の死亡者数139人、うち自殺者数1人、次、平成25年で死亡者数302人、うち自殺者数3人、男性の死亡者数155人、うち自殺者数2人、女性の死亡者数147人、うち自殺者数1人、平成26年で死亡者数332人、うち自殺者数7人、男性の死亡者数175人、うち自殺者数5人、女性の死亡者数157人、うち自殺者数2人、平成27年で死亡者数361人、うち自殺者数7人、男性の死亡者数179人、うち自殺者数6人、女性の死亡者数182人、うち自殺者数1人となっております。

また、自殺予防対策につきましては、自殺予防という名称での対策は実施しておりませんが、自殺の原因として考えられるのは、家庭問題、健康問題、経済・生活問題、勤務問題、男女問題、学校問題などが考えられるため、それぞれの問題に関連する担当課の窓口で相談などを行っております。

2点目の自殺対策計画の策定についてであります。平成28年3月に自殺対策基本法が改正されまして、その中で、市町村は、自殺総合対策要綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする規定されております。したがって、平成30年度内に策定できるように準備をしているところでございます。

また、自殺対策計画は、健康増進法に基づく健康増進計画に含めて策定できることから、この方法により策定できるように、現在検討しているところでございます。

以上で、私からの答弁は終わります。教育問題につきましては、教育長から答弁がございませぬ。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの戸坂議員の一般質問に対しお答えします。

学習支援事業についてであります。教育格差の是正や基礎学力の向上、家庭学習の習慣化については、教育課題の一つであります。勝浦市教育大綱においても、基本方針の1番目に、確かな学力と自立する力の育成を掲げております。また、アクションプランにおいては、放課後の学習指導の事業化について、検討事項としているところであります。

教育委員会といたしましても、学習支援事業の必要性は認識しておりまして、今年度、退職教員のボランティア団体に、小学校において学習支援を実施していただいております。中学校では、夏季休業中に補習講座を設け、職員が生徒の学習支援を行っております。家庭学習の定着化については、各学校で取り組んでおりますが、教育委員会といたしましても、各学校に導入しておりますeライブラリー学習支援ソフトの活用を推進を図ってまいりたいと考えます。

また、文部科学省から、平成28年2月に通知された、学習支援におけるボランティアの参加促進についてにありますように、子どもの貧困対策にあわせて、学習支援については、学生ボランティアや地域住民の活用の推進が上げられております。教育委員会といたしましては、国際武道大学との包括協定に基づいた学生ボランティアの活用について、協議を進めているところでございます。

以上のように、学習支援事業については、現在、検討を進めている段階でございます。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ただいま市長、教育長からご答弁をいただきました。まず初めに、自殺対策について、幾つか質問をしてみたい。

インターネットで勝浦市の自殺対策というものを調べたところ、一つのPDFが見つかりまして、これは恐らく、データから見ると平成23年あたりにつくられたものかと思うんですが、自殺のない社会づくり市区町村会というところで提示されたデータかと思えます。このデータを見ますと、介護健康課の事業として、自殺対策を進めていくということで、自殺対策の第一歩として、自殺の実態の分析を進めていきたい。また、保健指導による相談を随時受け付けている等々書いてございます。2ページ目に、具体的な取り組みとして、メンタルヘルス相談、これは先ほど市長がやっておられるということでございました。ほかに、各種市民相談、健康教育、スクールカウンセラー、また、民生委員との連携等によって、緊急的な場合には無利子で資金の貸し付けを行う等の事業も含め、啓発活動も行うということで、具体的な取り組みが書いてあるのでありますが、この掲示されている取り組みについて、これまで、どのように実際に取り組んだのか、もし事例があればお答えください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。先ほど議員おっしゃられました資料でございますが、自殺のない社会づくり市区町村会の資料であるというふうに私も認識してございます。この中で、自殺の実態の分析、さらにまた自殺予防に関する健康教育、住民も含めました地域全体での支援体制整備につきましては、自殺予防に特化したものにつきましては、実際やっていないのが現状でございます。ただ、幾つか取り組みがなされておりますので、それについてご説明申し上げます。

まず、メンタルヘルスに関しましては、電話による個別相談は随時受け付けております。

さらにまた、母子保健事業におきましても、新生児訪問あるいは健診等ございます。その際に面接を行ったり、あるいは、新生児訪問には、お母さんの気持ちを調べます3セットの質問票がございます。そういうところから状況を確認して、適切に対応しているところでございます。

また、本年9月より、妊娠届の提出時におきましては、産前・産後サポート事業の一環といたしまして、その面接をさらにレベルアップしました、ゆりかご面接というのを実施しております。これは30分程度時間がかかってしまいますが、その間に、通常の育児関係だけでなく、お母さんの周辺の環境なども聞きながら、場合によっては必要な関係各署につなげるということをしております。

また、健康相談に関しましては、健康状態、生活状態などを確認いたしまして、適切にアドバイスをしているところでございます。相談内容によりましては、診療へつなげるということを行っております。今回は健康相談会を2回実施いたしまして、その中で、個別相談を受けるのであれば、随時受け付けますということで、予約などをとったりしております。

また、特定保健指導などによりましても行っているところでございます。

また、各種の相談でございます市民法律相談は月2回、それぞれ弁護士が担当しますので、

5名ということで、要予約により対応しております。これは全ての問題に対応してございまして、適切なアドバイスがされていると考えます。

また、合同相談は月3回、12月と1月は2回でございしますが、行政相談員、また人権擁護委員、民生委員の3名で対応しております。全ての問題につきまして、その場でアドバイスを行ったり、場合によっては関係各署へつなげる、あるいは、実際に聞き取り調査をして、相談者に回答する、そういうことをしております。

また、消費生活相談は、経済・生活問題、多重債務などの消費関係に関します悩み事の相談に応じております。必要に応じまして、県の消費税生活センターにつなげております。

健康教育につきましては、各地区で健康教育を行っております。また、健康ハツラツ・フィットネス教室、あるいは、勝浦いきいき元気体操、寺子屋さんぼなどの事業を実施しております。これは自殺予防に特化してはございませんが、集まって体を動かすことなどによりましてストレス発散をするとか、あるいは引きこもりを防止するということがありますので、自殺予防の効果に対しては資するものがあると考えております。

また、スクールカウンセラーにつきましては、学校で生活していく上で、児童・生徒の皆さんの悩み事への対応をしてございます。勝浦中学校、勝浦小学校、興津小学校、にそれぞれ1名配置されておまして、勝浦中学校につきましては毎週1日、勝浦小学校と興津小学校につきましては隔週1日配置されているところでございます。その他の学校につきましてはどうするのかといいますと、勝浦中学校のほうに出向いていただくか、あるいは、勝浦中学校のカウンセラーが出向くという形で、児童・生徒への面接を通じまして、悩み事の解消に向け、適切なアドバイスを行っているということでございます。

資金の貸し付けにつきましては、現在、社会福祉協議会で対応してございます。市の社会福祉協議会の独自事業といたしまして、緊急時の貸し付け事業を実施しております。また、県の社会福祉協議会からの委託事業といたしまして、低所得者への生活支援、再建を目的といたしました資金貸し付けを実施しておるところでございます。

啓発活動につきましては、ポスターの掲示を実施しております。

その他といたしまして、地域からの通報、ちょっとした気づき、そういうことに関しましては、相談を受けたところ、大体、介護健康課、あるいは1階の窓口のほうが多いと思っております。そういうところに対応いたしまして、事案の引き継ぎを行っているということで、特化してはございませんが、そういう対応をしているところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 介護健康課で、ほかの市の担当部署と連携して対策を行っているということですが、自殺に特化した対策は今のところ実施されておらないということでもあります。ここに、来年から策定予定の第2次千葉県自殺対策推進計画の素案というものがあります。こちらの中には、また後ほど詳しく説明をさせていただきますが、市町村に求められる対策というのがかなり多岐にわたって掲載されております。そうしたことも踏まえて、先ほど市長からご答弁いただきました、自殺対策計画のほうを勝浦市でも平成30年度までに策定するというところで、大変ありがたいことだと思います。勝浦市の総合計画における後期基本計画の中でも、計画事業としまして、健康増進計画の策定とあります。その中で、先ほど市長おっしゃられました、健康増進法に基づく各種健康増進事業を円滑に実施していくために、健康増進計画を策

定します、また、食育推進計画及び自殺対策計画を包含した計画を策定しますというふうになっております。先ほどの説明でも、健康増進計画の中に、あくまでこの自殺対策計画が入ることになるかと思いますが、先ほどデータでもお示ししましたとおり、また、市長からも説明がありましたとおり、勝浦市における自殺者数あるいは自殺率は非常に高い水準であります。まさに危機的状況にある中で、市としての姿勢を内外に示すためにも、また、自殺に特化した政策を今後打っていくためにも、自殺対策計画というのを、健康増進計画の中に含まずに、単独で策定する必要があると思いますが、この点についてお考えはいかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。ただいまご質問のありました自殺対策計画でございますが、市長答弁にもございましたように、現在では健康増進計画に含めまして策定する予定で考えております。要は、健康増進計画は、体だけではなく、心の健康も必要だということから、自殺対策につきましては、心の健康という形で、章立てか、あるいは節立てか、その辺はまだ検討していないところでございますが、入れて策定しようと考えております。

ご提案のありました、自殺対策計画を、別個というお話でございますが、確かに、自殺対策ということを確認するためには別個のほうがわかりやすいとは思いますが、ただ、別個にした場合、市のいろいろな計画がございますので、その中に埋没してしまう可能性も考えられると思われまます。いずれにいたしましても、進むべき方向は、自殺対策をやっていく、明確していくということで、方向性につきましては変わらないところでございますので、これはご意見を承らせていただきまして、どういう方法がいいのか、そういうところを検討させていただければと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 今、県が策定を考えている自殺対策推進計画の素案の中で、先ほど申しました、市町村へ求められる役割の部分であります。例えば、自殺対策センターを県のほうで設置して、市町村の自殺対策計画の策定、自殺対策の実施に必要な支援、情報提供を行いますとか、あるいは、自殺統計資料等から地域の状況を把握するとともに対策をしてほしいであるとか、また、自殺対策のスタッフを対象に研修を実施するので参加をしてほしいとか、民生委員、児童委員等々を対象として研修を実施します、ほかに、自殺や、さまざまな心の悩みの相談に応じますというところで、かなり多岐にわたって、ほかにも10項目ほど市町村がやるべき対策というのが書かれております。全部読むと時間がなくなってしまうぐらい大量に、市町村がやるべきというふうに書いてあるところなんです。

先ほど、介護健康課でさまざまな対策事業を行っていただいているんですが、やはり自殺と通常の悩みを解決する役割とは、ある程度峻別したほうがいいのではないかと思うところがあります。なぜかという、自殺を考えている方というのは、それをここで相談してもいいのかなという悩みもあり、また、それを大っぴらにすることに非常に恐怖を覚えている方が多いと思うのです。そうした中で、自殺対策という銘を打って、しっかりと市としての対応を打っていく必要があると思いますので、そういう意味でも自殺対策計画というものを単独でつくったほうがよいのではと思います。ただ、先ほど課長おっしゃられたように、しっかりと今後市のほうで対応していただくということでありますので、自殺対策計画というものを、しっかりと単独でつくっていただきたい、これは要望にとどめておきたいと思っております。

そこで、次の質問なのでありますが、今後の自殺対策について、今現状行っているほかに、何か具体的な自殺対策事業を考えておられますかというところになります。ほかの市町村の事例を紹介させていただきます。

自殺対策の先進事例というものを幾つか調べてきたんですが、例えば若者向け自殺予防対策事業ということで、これは予算が89万円ですけれども、大分県の宇佐市で行っている事業です。若者と、これまで自殺未遂をした方であるとか、自殺を考えたことがある方等々を対象に、講演会、勉強会、ワークショップなどを開設しているという内容です。

ほかにも、「いのちとこころのプロジェクト事業」ということで、これは鳥取県の境港市で、心の病気を抱えている人や、引きこもりの方々などを対象に、担当する病院への受診を結びつけるような研修会を行っているという内容であります。

ほかにも、予算をかけないで行っている事業として、岐阜県の関ヶ原町では、年間予算8万5,000円で、こころの健康講座、「こころ元気に生きる、命は宝」ということで、中学生と地域の方々との心の交流会ということで、自殺をテーマにした交流会を行っているということです。

勝浦市の自殺率が非常に高い状況にある中で、とにかく自殺を招かないような社会のあり方とか、自殺を考えている方が、それをとどまれるような方策というのを、しっかりと打っていく必要があると思います。現状行っている対策以外の、自殺に特化した事業について、何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。自殺に特化した施策、それ以外というところでございますが、具体的なところは、今のところ検討等はされてございません。

また、自殺というのは、これは字のごとく、自らを殺すということですので、これを決心するにつきましては、大変なエネルギーを必要とするものであると考えます。ただ、逆の見方をすれば、それだけ追い詰められているということがあると考えております。この対策につきましては2つあると私は考えております。1つは、こちらからいろいろな施策を打って出る方法と、もう一つは、十分準備して待つ方法があります。相談事業などは準備して待つということですが、これからは、今幾つか例示されましたように、こちらからも打って出る方法が必要ではないかと考えております。これにつきましては、計画を策定していく上で、命の大切さを知ってもらう機会を訴えていく。あるいは、プライバシーの問題もあるかと思いますが、危険と判断した場合は積極的に介入していく。支援していく。支援するにはどのような組織が必要なのか、そういうところを検討していかなければいけない。あと、何をすればいいか、そういうところも検討していかなければいけないと考えております。

いずれにいたしましても、みずから命を絶つという行為は絶対してはならないことであると考えておりますので、周囲は支援する、自殺を考える人は、その考え方を食べる、つまり、今死んだほうがましと思える状態でも、頑張る生きようという考えになっていただく。また、圧力をかけている人もいます。そういう方につきましても対応していくなどのことが考えられると思います。

いずれにいたしましても、来年度策定予定でございます計画の中で対応を考えていきたいと思っておりますが、この計画につきましては、今月21日に既に県のほうで、また、勝浦のキュステにおきまして、郡内を集めましての会議もございまして、これは、健康増進計画と食育計画も含め

た会議でございますが、そういうところでも情報などを得ながら対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 今、自殺についてさまざまな考え方をご教示いただきました。本当にそのとおりであると思います。県の素案のほうにも、自殺というのは、その多くが追い詰められて行われる末の死だというふうに、しっかりと書いてあります。

ちょっと読んでみますと、自殺の本質というところで、「自殺は、病気の悩み等の健康問題のほかに、倒産や失業、多重債務等の経済・生活問題、あるいは介護・看病疲れ等の家庭問題等、さまざまな要因が密接に関係をしています。自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなくて、その多くがさまざまな悩みにより心理的に追い込まれた末の死ということを社会として認識する必要があります」と、はっきり書いてあります。

また、次のページでも、世界保健機関（WHO）の表記として、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」と明言をしています。また、作家の寺山修二氏も、自殺というのは、自殺ではなくて、実は社会的な他殺なんだよというふうな記載も書いてあります。

ということで、自殺がもし社会的な問題であるとするならば、やはり勝浦市として、総合的にしっかりと取り組んでいく必要があると強く思っております。

本日、ここにおられる方々というのは、まさに地域のリーダー、社会のリーダーであります。勝浦市を引っ張っていくメンバーだと思っております。今日の質問の意図として、この議場におられる方々に、勝浦市の自殺の実態を知っていただきたいという思いもありました。手元に「生き心地の良い町」という本があるんですが、これは最近の私の愛読書です。書いた方は岡檀という方で、慶応義塾大学の研究員の方ですが、自殺対策、自殺予防の研究ということで、自殺研究の第一人者で、論文で第1回の日本社会精神医学会の優秀論文賞を受賞しているということで、今まさに日本の自殺の研究の第一人者ということであります。この方が、全国津々浦々、自殺率の高い町というのを視察して回って、研究結果をまとめたのがこの本であります。

逆に、日本で一番自殺率が低い町はどこかというところで研究した結果、徳島県海陽町というところが日本では一番自殺率が低いことがわかったそうです。勝浦市の自殺率は38.0であります。海陽町の自殺率は8.7で、全国平均が19.5ですから、かなり低いということがデータとして出ています。その理由について5つ、この方がまとめているので、少し紹介をさせていただきます。

海陽町はなぜ自殺率は低いかというと、まず、その一つの自殺予防因子として、いろんな人がいていい、いろんな人がいたほうがいい、そういう理念が町民の中で統一している。どういうことかということ、例えば海陽町では、赤い羽根募金が全く集まらないそうです。私はお祭りには寄附金は出すけど、赤い羽根なんかという謎のものには一切募金活動をしないということをや堂々言える町、つまり、社会通年、理念と違うことを言ってもコミュニティから外されないという安心感がある町だということらしいです。また、老人クラブも組織率が非常に低い。隣人たちと連れ立って入会したり、誰かに義理立てして入会したりという発想が全くないということでもあります。

また、2つ目の要因として、人物本位主義を貫く風土があるということで、いろんな組織の中で、若者であったり、新参者の意見が非常に強く、年長者が威張らないという伝統があると

いうことであります。あくまで本に書いてあることなんです。

また、3つ目の要因として、どうせ自分なんてという考え方が全くないというところで、例えば、アンケートで、「自分のような者に政府を動かす力はないと思いますか」という質問に対して、自殺率をもっとも高い町のA町というところは、「そのとおりだ」と、「自分は政府なんか動かせない」という回答が52%だったのに対し、海陽町では20%しかなかった。つまり自分でも政府は動かせるんだよと思っている方が非常に多いということです。その結果、選挙などの参加率も非常に高く、議員も若い方が多いということでもあります。

4つ目として、病は市（いち）に出せとか、いろいろなことが書いてあるんですけども、結果、まとめて書いてあるのが、自殺率が全国で一番高いA町というのは、例えば、排他的な意識がより強いことであったり、日ごろは密接な近所づきあいがあっても、かえってそれが障害となって容易には助けてくれと言えない風土があったり、あるいは、どうせ自分なんてと考えていたりする方が多いということに対して、海陽町という町は、非常に、人の人気（じんき）とといいますか、町の文化が異質なものを歓迎する文化であるとういふうに研究結果がまとまっています。

勝浦市の自殺率が高いことの背景には、さまざまな事情があると思うんですけども、我々が地域を引っ張っていくリーダーというか、社会を引っ張っていくリーダーとして、これまで当たり前だと思っていた考え方があったり、常識や通念をもう一度反省して、よりよい郷土発展のために、もう一度ゆっくり考え直すことも重要なのではないかと、この本を読んで考えました。

そこで、勝浦市の自殺率を下げるために、まさに生き心地のいい町にするために、今後、勝浦市としてどのように考えていくべきか、そのお考えを、ぜひ市長に一言いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） なかなか難しい質問でございまして、私には特になんですが、今、議員からいろいろ事例を聞いていて、私、昔読んだ本で、土居健郎という人が「甘えの構造」という本を出しまして、要は、昔、有名な、ルイス・ベネディクトの「菊と刀」に似ているんですが、日本人の体質として、何か物事をやると、甘え、要するに頼るといえるのか、なかなかそこらの辺の、自立とかあるんだけど、甘えの構造をいろいろ書いてあるんですけども、それをずうっと私は思っていました。でも、実際は、自殺というのは、先ほど介護健康課長からお話しありましたように、また、議員からいろいろありましたけれども、いろいろな要因が絡んで、みずから、自分で自分を殺すということですから、これは通常の状態ではないなというふうに思うので、それを追い詰めないように、また、なぜ勝浦が自殺が多いのかということもあるんですけども、結果的にはそういう率があるんでしょうけれども、勝浦だけが特別に何か要因があるということは、私は想像できないんですけども、今はそんな程度しか答えられません。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ありがとうございます。自殺対策計画の策定について、ぜひともいろいろなアイデアを盛り込んでいただければと思います。

時間がなくなってしまいました。教育問題のほうに移ります。この一般質問を提出する前に、

この教育大綱のアクションプランというものが送付をされてまいりました。このアクションプランを拝見して、まさに、この学習支援事業について記載がございます。

ちょっと読んでみますと、放課後学習指導（仮称）ということで、「放課後の空き教室等において学習指導が行われるように検討いたします。また、指導者は、退職教員及び国際武道大学生などを活用する方向で検討します」とありますが、先ほどもお答えの中で、市内のボランティア団体を活用した学習支援を行っていくことで検討していくとあるんですけれども、この学習支援について、ほかの市町村の例を見ますと、例えば、講師については、ボランティアはもちろんいいんですけれども、ボランティアの方々というのは、いろいろと限界があると思いますので、優秀な講師をこの学習支援に充てるためにも、講師を募集して、しっかりとお給料を払って学習支援の講師をしていただくというところが多数あるんですけれども、今、教育課のほうで考えている学習支援で、ボランティア以外の方を、退職した教員の方でもいいんですが、しっかりと予算を使って講師をしていただくということは考えているのかどうか、お聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えいたします。講師についてでございますが、現段階では、そういうものも含めて、全体的なものを検討している段階でございます。具体的には、先ほど議員からございましたとおり、対象をどうするかとか、学年、また実施期間、曜日、教室で行うのか、それとも市の施設で行うのか、時間、教科、定員や教材費用、また、部活動との調整、下校時の安全確保等も踏まえて、そういう点を現段階では検討をしている段階です。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 今、教育課長が、私が聞きたかったことを大分答えていただいたので、ありがとうございます。この学習支援に関しては、市民にとって本当必要なものだと思います。その学習支援をよりよくするために、先ほどおっしゃっていただいたような、どのように行うかというのが非常に重要になると思います。私は、できれば、この学習支援を、ある程度質を高めて、本当に教育を必要としている方々を対象にするべきだと思います。ですから、学年も、例えば小学校5、6年生と中学生に限るとか、教科をある程度選別して、その教科に特化したものを行う、あるいは、空いている土曜日を活用した、土曜授業ではないですけれども、行う。また、先ほど教育長からの答弁でも、地域住民の活用を推進するということでありましたので、ボランティアという形ではなくて、また、武大生にしっかりとやっていただくためにも、ある程度の報酬は必要ではないかというところで、その点についてもしっかりとご検討いただきたいと思います。

いずれにしても、アクションプランのほうで学習指導について盛り込まれたということは、非常にありがたいこと、喜ばしいことだと思いますので、担当課のほうでしっかりとご検討いただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって戸坂健一議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（岩瀬洋男君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
明12月8日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時13分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問